

こうち男女共同参画プラン

=高知県男女共同参画計画=

(案)

平成28年 月

高 知 県

目 次

第1 基本的な考え方

1	これまでの男女共同参画の取り組み	1
2	社会情勢の変化	2
3	男女共同参画社会形成の必要性	2
4	プランの性格	3
5	プランの計画期間	3
6	進行管理と目標値等	3

第2 プランの推進

1	基本理念	4
	(1) 男女の人権の尊重	
	(2) 社会の諸制度や慣行についての配慮	
	(3) 意思の形成及び決定過程への共同参画	
	(4) 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立	
	(5) 男女の生涯にわたる健康への配慮	
	(6) 国際社会の取組との協調	
2	推進の方向	5
	(1) テーマ1 意識を変える	
	(2) テーマ2 場をひろげる	
	(3) テーマ3 環境を整える	
3	重点施策	7
4	取り組みの体系	11
5	具体的な取り組み内容	12

テーマ1「意識を変える」

(1)	男女間の意識を変える	12
	①意識改革と社会制度・慣行の見直し	12
	②メディアにおける男女共同参画の推進	17
	③国際規範の尊重、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進	18
(2)	さまざまな場での意識を変える	20
	①家庭における男女共同参画の推進	20
	②学びの場での男女共同参画教育の推進	22
	③働く場での意識啓発	24
	④地域での意識啓発	26

テーマ2「場をひろげる」

(1)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	28
	①行政への女性の参画の促進	28
	②団体・組織への女性の参画の促進	33
(2)	働く場をひろげる	36
	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	36

②多様なニーズに応じた就労支援	38
③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進	42
(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	44
①地域活動における男女共同参画の推進	44
②防災分野での男女共同参画の拡大	46

テーマ3「環境を整える」

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	47
①男女がともに働きやすい職場づくり	47
②地域における子育て・介護支援の充実	50
③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	53
(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	55
①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	55
②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援	59
(3) 生涯を通じたからだところの健康支援	61
①自己決定の尊重	61
②生涯を通じた健康支援	62
(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	64
①女性に対するあらゆる暴力の根絶	64

第3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する推進計画

第4 推進体制

第5 資料

1 目標値等一覧	72
2 男女共同参画に関する歩み	74
3 高知県男女共同参画社会づくり条例	81
4 高知県男女共同参画推進本部設置規程	87
5 用語の解説	89

第1 基本的な考え方

1 これまでの男女共同参画の取り組み

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置づけられています。

国においては、昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」を制定し、取り組みを進めてきました。

高知県においても、こうした国の動きにあわせ、平成2年に「こうち女性プラン」を、平成13年度には「こうち男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。平成16年度、22年度改定。）を策定し、平成15年には、「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

あわせて、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画会議」を設置するなど、男女共同参画の取り組みを総合的に推進する体制を整えました。

また、男女共同参画の推進の活動拠点となる施設として、こうち男女共同参画センター「ソレ」を設置し、啓発や人材育成を進めるとともに、平成20年度には、女性相談支援センターを新築移転して機能を強化し、女性の自立支援に取り組んできました。

さらに、男女共同参画を地域に根ざした取り組みへと拡充するため、市町村における男女共同参画の取組を支援するほか、DV被害者に対しては、民間団体との協働による啓発や、民間シェルターへの支援などを進めてまいりました。

平成26年度には、「高知家の女性しごと応援室を開設」し、女性の就労支援や登用促進の取組を大幅に強化しました。これらの取組は、県の5つの基本政策に横断的に関わる政策及び「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付け、県の重要な施策として取り組んでいます。

こうした中、現在のプランが平成27年度をもって計画の終期を迎えることから、これまでの取り組みの成果と課題、国の第4次男女共同参画基本計画や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行など、社会情勢の変化も踏まえ、プランを改定します。

経緯

- ・昭和60年 国が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准
- ・平成2年 「こうち女性プラン」を策定
- ・平成10年 (財)こうち男女共同参画社会づくり財団（現(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団）を設立
- ・平成11年 こうち女性総合センター（現こうち男女共同参画センター）を開館
国が「男女共同参画社会基本法」を制定
- ・平成13年 「こうち男女共同参画プラン（前半期実施計画）」を策定

国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定

- ・平成 15 年 「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定
こうち男女共同参画会議を設置
- ・平成 16 年 「こうち男女共同参画プラン（後半期実施計画）」の見直し
- ・平成 19 年 「高知県 DV 被害者支援計画」を策定
- ・平成 20 年 高知県女性相談支援センターを新築移転
- ・平成 22 年 「こうち男女共同参画プラン」の改定
- ・平成 23 年 「高知県 DV 被害者支援計画」の改定
- ・平成 26 年 こうち男女共同参画センター内に「高知家の女性しごと応援室」を開設

2 社会情勢の変化

- (1) 我が国においては、少子高齢化の急速な進展により人口減少局面に入り、今後も人口が急減すると見込まれており、将来にわたって活力ある持続可能な地域社会の構築が必要となっています。
- (2) 未婚化・晩婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離死別によるひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴い、地域社会における人間関係の希薄化などがみられます。
- (3) 経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化を背景として、特に女性において貧困等生活上の困難に陥りやすい状況となっています。
- (4) 女性の人権を著しく侵害する配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は、深刻な社会問題となっています。

3 男女共同参画社会形成の必要性

男女共同参画に対する県民理解は深まりつつありますが、県民意識調査（※）では、意識の中や、社会制度・慣行において、固定的な性別役割意識が未だに根強く残っていることが示されています。また、政策・方針決定過程への女性の参画が遅れていたり、雇用の場において雇用形態や賃金など不利益な扱いが依然として見受けられるなど、女性の能力が十分に発揮される環境が整っているとは言えない状況にあります。一方、女性へのハラスメントや暴力の問題も多様化し、社会問題となっています。

これらの現状は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げることにもつながることから、人権の尊重を前提とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

また、仕事と育児の両立が難しいといった事情により、キャリアを断念せざるを得ない女性も数多く存在しており、女性の活躍を地域や職場など社会全体で支えていくことが必要です。

こうしたことから、男女がともに家庭や地域、職場といった様々な場で個性と能力を十

分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、取り組みをより一層進めていくことが求められています。

※ 平成 26 年 11 月～12 月に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」
県内全域から満 20 歳以上の男女 2,000 人を抽出。有効回答数 1,015 人

4 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 1 項に規定される「都道府県推進計画」を包含しています。
- (2) 県民の皆さんからの意見や、こうち男女共同参画会議の意見などをもとに、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向及び内容を示したものです。
- (3) 県の責務を明らかにし、県の取組が主になっていますが、市町村、県民の皆さん、事業者等の役割を踏まえながら、取組への参加・協力も呼びかけています。
- (4) このプランでは事業の進捗や効果を明確にするため、目標値やモニタリング指標を設定しています。

5 プランの計画期間

このプランに基づく計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 か年です。

6 進行管理と目標値等

- (1) このプランに基づく事業の実施状況は、毎年調査し公表します。
- (2) 目標値等は、毎年の進行管理の中で最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、県民の皆さん、団体、事業者などが協力して推進するためのよりどころとします。
目標値は、県行政の努力目標としての数値で、県の取組として政策を誘導し推進するものです。
取組状況を明らかにするため、前プランの改定直前の平成 21 年度、現状値としての平成 26 年度、目標となる平成 32 年度、それぞれの数値を掲げています。
- (3) モニタリング指標は、男女共同参画の推進状況を表す指標で、経年変化を見るため、前プランの改定直前の平成 21 年度と現状値としての平成 26 年度の数値を掲げています。
- (4) プランの取組を着実に進めていくために、PDCA サイクルを適用することとし、高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めるなどして、検証と見直しをしていくこととします。

第2 プランの推進

1 基本理念

このプランでは、男女が互いにその人権を尊重し、互いに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会（「高知県男女共同参画社会づくり条例」前文より）を築くため、条例が掲げる6つの理念を「基本理念」とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取り扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の諸制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 意思の形成及び決定過程への共同参画

女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立

女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家庭の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 男女の生涯にわたる健康への配慮

女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会の取組との協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

2 推進の方向

1の基本理念に基づき、次の3つのテーマと、それぞれの課題に沿った取組を推進します。

テーマ1 意識を変える

私達は一人ひとり考え方が違います。男女の平等感や役割、能力などについても、その人が受けてきた教育や過ごしてきた環境などによって、その考え方や受け止め方がそれぞれに異なります。

このプランは、そうした各人の考え方に一律の価値観をあてはめるものではありません。ただ、固定的な観念や意識が他人の生き方を制限したり、差別に結びついたりすることのないように、それぞれが独立した人として尊重され、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる、多様な価値観を認めあえる社会を目指します。

- (1) 男女間の意識を変える
- (2) さまざまな場での意識を変える

テーマ2 場をひろげる

男女が共同して社会に参画していくことは、新しい価値の創造に結びつき、これまでの社会の仕組みでは行き詰まっていた、さまざまな問題に新たな解決の道を開くことが期待されます。同時にそうした社会では、男女が多様な能力を十分に発揮し、ともに自分らしさを大切にした質の高い生き方や生活を実現することができます。

このため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、家庭、働く場、地域活動など社会のすべての場に男女が共同して参画できるよう積極的な取組を進めていきます。

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 働く場をひろげる
- (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

テーマ3 環境を整える

少子高齢化による人口の自然減が進行する中においては、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるような働き方の見直しや、高齢者をはじめ、障害があること等から複合

的に困難な状況におかれている人々が、安心して暮らせる環境づくりは大きな課題となっています。

また、男女がともにお互いの身体的性差について理解しあい、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって健康に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基礎となるものです。

さらに、いまなお配偶者間の暴力行為や職場等でのハラスメント行為などが見られ、男女が対等に生活していくうえで大きな障害となっています。

このプランでは、さまざまな場面から男女が共同して参画できる条件や環境を整えることで、男女共同参画社会の早期の実現を目指します。

- (1) 仕事と生活の調和
- (2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
- (3) 生涯を通じたからだところの健康支援
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 重点施策

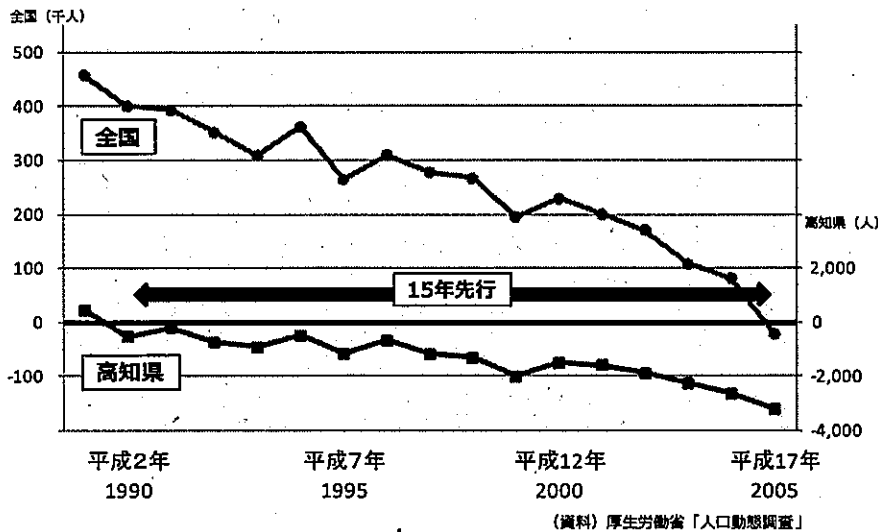
～社会全体(家庭・地域・職場)で
子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくり～

(1) 背景

高知県は、全国より15年先行して平成2年から、人口が出生児より死亡者が多い自然減の状態が進行しており、人口減少に伴う経済成長の低下や中山間地域の衰退など、様々な影響が懸念されています。

こうした中で、社会の活力を維持していくためには、男女がともに、それぞれの希望に応じて、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要です。

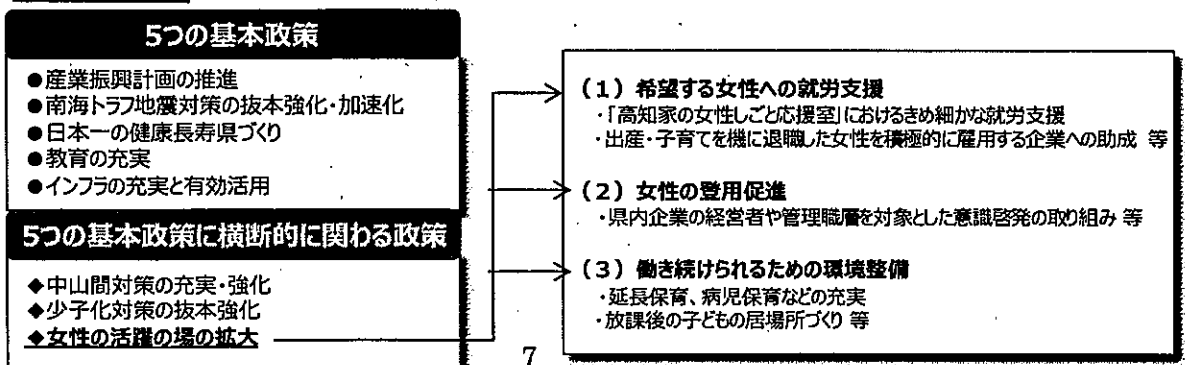
■全国と高知県の人口自然増減



(2) これまでの取り組み

このため、高知県では、平成26年度より、「女性の活躍の場の拡大」を「経済の活性化」や「日本一の健康長寿県づくり」などの5つの基本政策に横断的に関わる重要政策や、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけ、3つの柱を立てて取り組みを進めてきました。

県の基本政策



(3) 現状と課題

こうした取り組みの結果、平成 27 年末で「高知家の女性しごと応援室」を通じて就職に結びついた方が 100 人を超えるなど、取り組みの成果が表れ始めています。

他方、本県は、全国的に見ても、働く女性や共働き世帯の割合が多い県ですが、女性にとって働きやすいかという点、多くの県民がそう思っていないという現状にあります。

そのような中、少子化傾向に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある高知県を維持するためには、出産・子育て期を迎えた女性が希望の働き方ができること、とりわけ、子育てしながら安心して働き続けられる環境整備に、県民の皆様のニーズも踏まえて取り組むことが重要と考えられます。

■本県の女性と就労に関する現状

働く人に占める女性の割合 H24就業構造基本調査	46.7% (全国平均43.0%)
6歳未満の子がいる共働き世帯の割合 H22国勢調査	55.5% (全国平均40.4%)
女性の働きやすさに関する意識 H25県民世論調査	「働きやすいと思ってない」が過半数(55%)
高知家の女性しごと応援室の就職者数 H28.2末現在	166人

■本県の女性の就労に関するニーズ

男女共同参画に関する県民意識調査(H26実施)	
Q：女性の理想的な働き方	
- ライフステージの変化に応じて働き方を変える	(49.4%)
Q：理想的な働き方実現に必要なこと	
- 家庭や地域では	
1位：男性の家事・育児・介護への積極的な参加	(58.3%)
- 行政の取り組みでは	
1位：保育サービスの充実	(40.3%)
- 職場では	
1位：仕事と家庭生活の両立に関する職場の理解	(51.9%)

■課題

- (1) 家庭生活における男女共同参画は十分には進んでいない
- (2) ライフステージや希望に応じて、柔軟な働き方が選択できる環境が求められている。
- (3) 職場における仕事と家庭生活の両立への理解が求められている。
- (4) 子育て・介護しながら働き続けられる環境の整備が求められている。

(4) 重点的に取り組む施策

こうした課題を踏まえ、プランでは、「2 推進の方向」(5p)のとおり、「意識を変える」「場をひろげる」「環境を整える」をテーマに、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取り組みを進めつつ、次の4つの柱に基づき、社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくりに強力に取り組むこととします。

(柱1) 家庭における男女共同参画の推進 (具体的な取り組みは20p)

働きたいと考える女性が、仕事と家庭生活を両立できるためには、家事や育児を女性だけで担うのではなく、それぞれの家庭において適切に分担することが重要です。

このため、男性の家事・育児の分担に向けた意識啓発の強化など家庭における男女共同参画を推進します。

(柱2) 地域における子育て支援の充実 (具体的な取り組みは50p)

女性が、子育てしながら安心して働き続けられるためには、通常の保育時間を超えて預けられる仕組みや、仕事の都合で保育所に子どもを送迎できない、子どもが病気だがどうしても休暇が取れない、といった状況にも柔軟に対応できる子どもの預け先を拡大することが重要です。

このため、延長保育や病児保育、また、保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業など様々な保育サービスの充実に取り組むとともに、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターの県内全域での普及を進め、女性が子育てしながら働きやすい環境を整えます。

(柱3) 多様なニーズに応じた就労支援 (具体的な取り組みは38p)

女性が出産や子育てのために一定期間仕事を離れても、希望すれば、それまでのキャリアを活かして働くことができるような環境を整えることは、将来にわたって活力ある社会を維持するうえでも重要です。

このため、就労を希望する女性をきめ細かく支援する相談窓口「高知家の女性しごと応援室」などの取り組みを通じて、女性の再就職・復職を支援します。

(柱4) 男女がともに働きやすい職場づくり (具体的な取り組みは47p)

仕事と家庭生活を両立できる、働きやすい職場づくりを進めることは、女性だけでなく男性にとっても重要です。

このため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法による行動計画の義務付けなども追い風にしながら、官民が協働して仕事と子育てが両立できる職場風土の醸成に取り組みます。

～社会全体(家庭・地域・職場)で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくり～

家庭で 女性が働くことへの理解がある
男性が家事・育児を分担してくれる

(柱1) 家庭における男女共同参画の推進

- ・ 男性の家事・育児の分担に向けた啓発の強化
- ・ 男女共同参画センターにおける広報・啓発の強化

<課題>
家庭において固定的性別役割分担意識が残っている

推進体制
こちち男女共同参画会議

官民協働で進捗管理
女性の活躍を
県民運動へ

職場で 子育てしながら働くことへの理解がある

(柱2) 男女がともに働きやすい職場づくり

～官民協働による仕事と子育てが
両立できる職場風土の醸成～

- ・ 民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 経済団体等と連携した女性の登用・継続就業のさらなる促進
- ・ 女性の活躍を経営戦略の視点で理解、行動してもらったための啓発
- ・ 「イクボス」の県内普及
- ・ 次世代育成支援企業認証制度の推進

<課題>
民間企業等において、働き続けられる職場づくりに向けた
具体的な取り組みが進んでない

地域で 子どもをフレキシブルに預かってくれる場所がある

(柱2) 地域における子育て支援の充実

～柔軟に対応できる
子どもの預け先の拡大～

- ・ 保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業等の拡大支援
- ・ 地域の支え合いによる子育て支援(ファミリー・クラブ・ト・セカ・事業)の充実
- ・ 延長保育、病児保育、一時預かり事業への支援
- ・ 放課後の子ども居場所づくりと学びの場の充実

<課題>
仕事の都合などにより保育所に子どもを送迎できないといった状況
などに対応できるフレキシブルな預け場所や手段が限られている

就労支援 いったん子育てに専念しても
これまでのキャリアを活かして再就職できる

(柱3) 多様なニーズに応じた就労支援

- ・ 高知家の女性しごと成履室によるきめ細かな就労支援
- ・ 福祉人材センター・福祉研修センターにおける介護・福祉職場への就労支援

<課題>
より多くの女性を多様なニーズに応じて就業に就労に結びつけることが必要

4. 取り組みの体系

テーマ1 意識を変える

- (1) 男女間の意識を変える
 - ①意識改革と社会制度・慣行の見直し
 - ②メディアにおける男女共同参画の推進
 - ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
- (2) さまざまな場での意識を変える
 - ①家庭における男女共同参画の推進 (※)
 - ②学びの場での男女共同参画教育の推進
 - ③働く場での意識啓発
 - ④地域での意識啓発

テーマ2 場をひろげる

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ①行政への女性の参画の促進
 - ②団体・組織への女性の参画の促進
- (2) 働く場をひろげる
 - ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保
 - ②多様なニーズに応じた就労支援 (※)
 - ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
- (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進
 - ①地域活動における男女共同参画の推進
 - ②防災分野での男女共同参画の拡大

テーマ3 環境を整える

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
 - ①男女がともに働きやすい職場づくり (※)
 - ②地域における子育て・介護支援の充実 (※)
 - ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
- (2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
 - ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
 - ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
- (3) 生涯を通じたからだところの健康支援
 - ①自己決定の尊重
 - ②生涯を通じた健康支援
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ①女性に対するあらゆる暴力の根絶

(※)：重点施策の盛り込まれた項目

5 具体的な取り組み内容

テーマ1 意識を変える

(1) 男女間の意識を変える

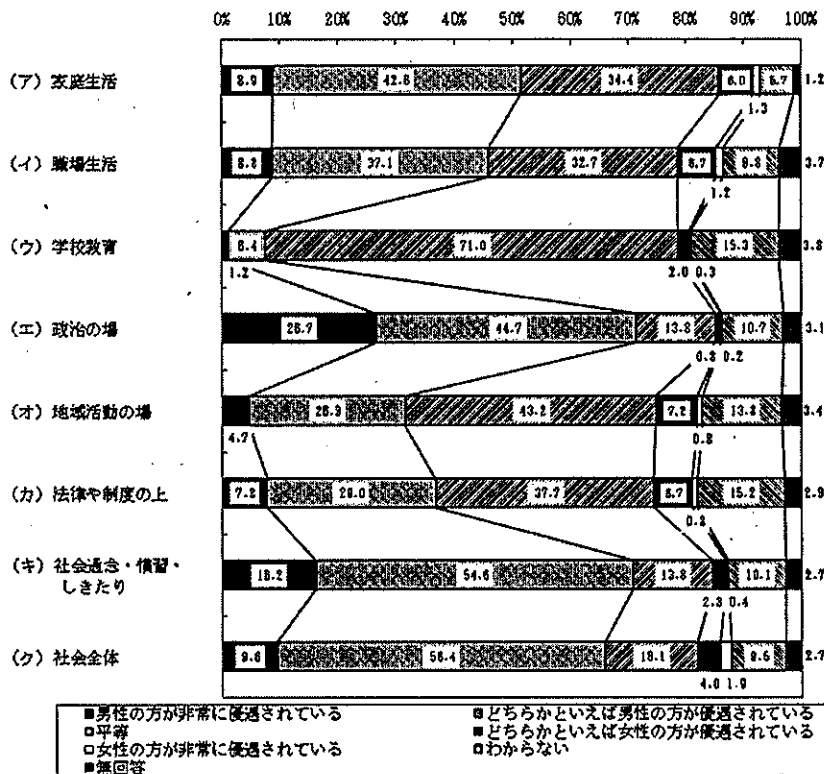
①意識改革と社会制度・慣行の見直し

ア 現状と課題

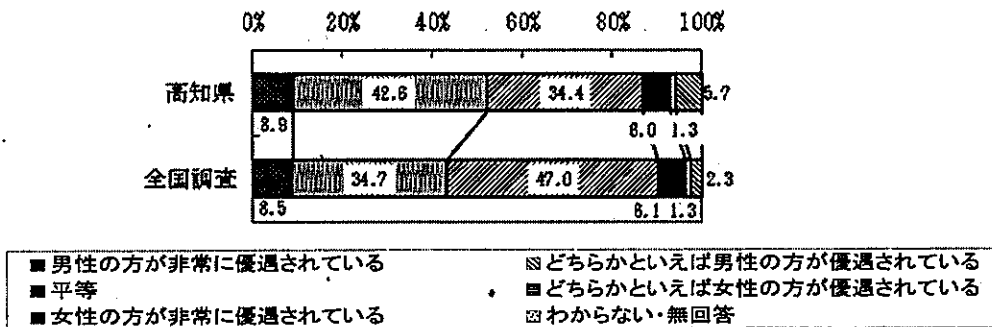
男女の平等は、社会的にその一方が優遇されたり、あるいは一方に我慢を強いたりしているところには存在しません。

県民意識調査では、「社会全体」の男女平等意識に関して、66.0%の人が、「男性の方が優遇されている」と答えており、分野別で見ると、「政治の場」で71.4%、「社会通念・慣習・しきたり」で70.8%、「家庭生活」の51.5%となっています。（※P.13）

■分野別の男女平等意識 [N=1,015]



■分野別の男女平等意識（全国調査との比較） 家庭生活 [高知：N=1,015、全国：N=3,033]



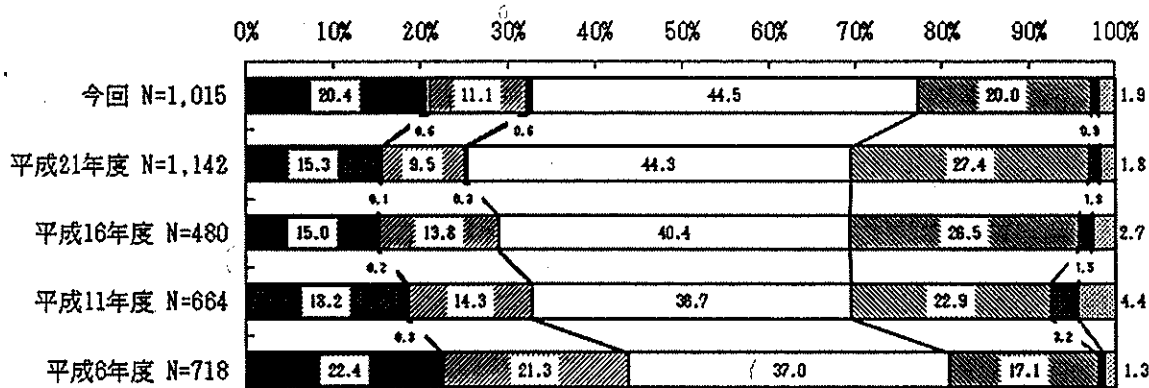
資料：高知県 「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

全国調査出典：「平成 24 年度 男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府男女共同参画局）

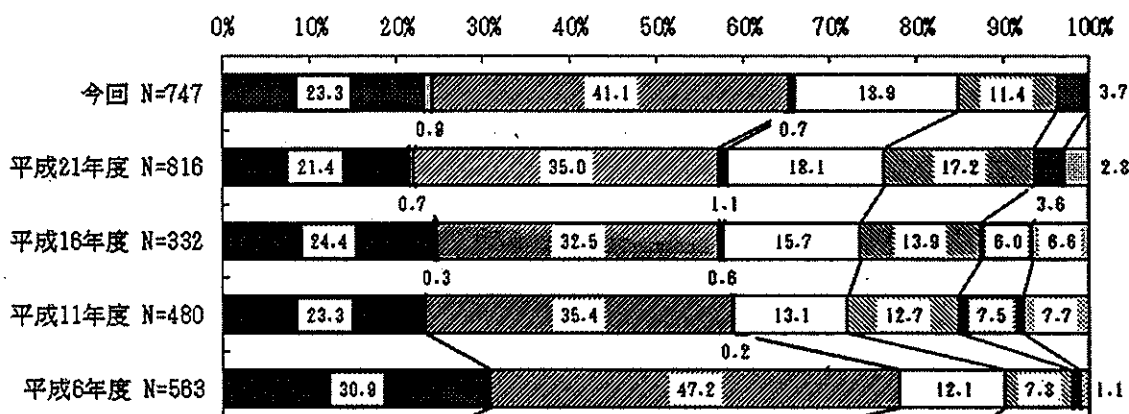
また、家庭における男女の役割分担に関しては、「夫が家計、妻が家事・育児」と「共同で家計、主に妻が家事・育児」とを合わせた「妻が家事・育児」を担当する割合は、理想では、31.5%に対し、現実では、64.4%にのぼっています。

また、「共同で家計、共同で家事・育児」については、理想と現実でともに割合が年々増加し、現時点で、理想では44.5%と役割分担の中で一番割合が高いものの、現実では18.9%にとどまっているなど、理想と現実の数字に乖離がみられます。

■家庭における男女の役割分担の理想



■家庭における男女の役割分担の現実



- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ■夫が家計を支え、妻が家事・育児に専念する | □妻が家計を支え、夫が家事・育児に専念する |
| □夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担する | ■夫と妻が共同で家計を支え、主に夫が家事・育児を分担する |
| ○夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する | □夫と妻の役割を固定せず、家事・育児も分担制にせず自由に行う |
| ■その他 | □無回答 |

資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

意識改革がまだ十分に進んでいない主な理由としては、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が、未だに根強く残っており、その解消が容易ではないことや、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広がっていないことなどが考えられます。

女性と男性には違いがありますが、その違いを根拠に生き方を制限されたり、役割を強制されたりしてはいないでしょうか。

今後とも、男女共同参画に係る実態の把握に努めるとともに、意識啓発や制度・慣行の見直しを進めるための効果的な広報・啓発などをさらに進める必要があります。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、整理するとともにその結果を公表します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施（5年ごと）	県民生活・男女共同参画課
男女別統計資料の充実	県民生活・男女共同参画課 ほか関係課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
実生活での男女平等意識（男性が優遇されていると感じている人の割合）	(H21年調査値)	(H26年調査値)
家庭生活	53.0%	51.5%
職場生活	46.3%	45.9%
社会通念・慣習・しきたり	70.7%	70.8%
社会全体	64.9%	66.0%

- ◆県の取組が、男女共同参画社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう要請します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
市町村が行う行政施策影響調査への支援	県民生活・男女共同参画課

- ◆人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
県職員への男女共同参画に関する研修の実施	県民生活・男女共同参画課
市町村職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施	県民生活・男女共同参画課
教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	教育政策課、人権教育課
市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	人権課、人権教育課
子どもの発達段階に応じた人権（女性）教育の推進	人権教育課、幼保支援課

地域・職場における人権（女性）研修の実施	人権課、人権教育課
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	人権課、こうち男女共同参画センターソレ
人権（女性）に関する実態調査と公表	人権課、こうち男女共同参画センターソレ
市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	人権課、県民生活・男女共同参画課
民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	人権課、県民生活・男女共同参画課
男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実	県民生活・男女共同参画課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H32年度 目標値
県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修への参加所属数	36 所属	109 所属	全所属

- ◆市町村において男女共同参画計画が策定され、計画に基づいた様々な取組が着実に進むことは、県全体における男女平等の推進につながることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める推進計画と併せて積極的に策定を働きかけます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	県民生活・男女共同参画課
市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	県民生活・男女共同参画課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H32年度 目標値
男女共同参画計画策定市町村の割合	50.0% (17 市町村)	55.8% (19 市町村)	82.4% (28 市町村)

- ◆こうち男女共同参画センター「ソレ」を中心として、研究・調査を実施するとともに、男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
男女共同参画に関する統計データの収集・提供	こうち男女共同参画センター ソーレ
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）（再掲）	人権課、こうち男女共同参画センター ソーレ
人権（女性）に関する実態調査と公表（再掲）	人権課、こうち男女共同参画センター ソーレ
女性リーダーの育成	こうち男女共同参画センター ソーレ

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
家庭における現実の夫婦の役割分担（夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する割合）	18.1%	18.9%

②メディアにおける男女共同参画の推進

ア 現状と課題

メディアは、人々の意識形成にさまざまな形で影響を与えています。テレビや雑誌などのメディアが多様化していることに加えて、インターネットの普及により、個人が広く情報を集めることも伝えることも可能になっており、男女共同参画社会の普及、啓発を進めていくうえでも、大きな役割を担うものと考えます。

しかし、メディアにおける情報の中には、女性と男性の自由な生き方を妨げることにもつながりかねない、「女だから」「男だから」といった男女の固定的な役割分担意識に基づいた伝え方をしている事例や、女性や子どもをもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現も見受けられます。

表現の自由はもちろん保障されなければなりません。一方でそうした表現が、性別による固定的な役割分担意識を植えつけたり、女性や子どもの人権を侵害したりしないようにするとともに、性や暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人への配慮もなされなければなりません。

また、情報の送り手はもちろん、受け手の側においても、常に人権の尊重や青少年の健全育成に配慮することが求められます。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等に配慮した適切な表現がなされるよう、メディアの取組を促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくり

に努めます。

- ◆行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現に努めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供	広報広聴課ほか関係課
男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望	広報広聴課、人権課 県民生活・男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報作成の手引きの普及	県民生活・男女共同参画課
青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	児童家庭課

③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進

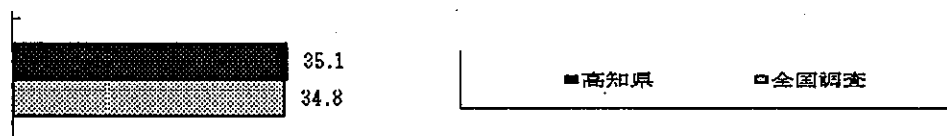
ア 現状と課題

我が国における男女共同参画の取組は、国際婦人年（1975年）を契機に、国連を中心とした国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められてきました。

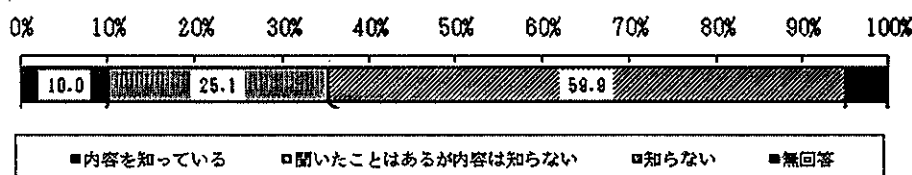
その成果の一つである女子差別撤廃条約に関しては、国連の女子差別撤廃委員会から、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解（2009年）が出され、一定の取組が評価されているものの、前回の最終見解（2003年）への取組が不十分と指摘されました。また、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されています。

県民意識調査では、「女子差別撤廃条約を知っている」と答えた人の割合は、全国と比べほぼ同じですが、59.9%の人が「知らない」と答えており、今後もさらに県民の皆さんへの周知を図っていく必要があります。

■男女共同参画関連用語等の周知度「全国調査との比較」女子差別撤廃条約[高知：N=1,015、全国：N=3,033]



■男女共同参画関連用語等の周知度 女子差別撤廃条約 [N=1,015]



資料：高知県「平成26年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

全国調査出典：「平成24年度 男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府男女共同参画局）

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。
- ◆国際交流を通じて、諸外国の社会や文化を学び、国際的な視点から男女共同参画への理解を深めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
女子差別撤廃委員会からの最終見解や女子差別撤廃条約選択議定書等の県民への周知と浸透を図る	県民生活・男女共同参画課
国際化時代にふさわしい人づくり（高知県国際交流協会）	国際交流課
交流イベントや異文化理解講座の開催（高知県国際交流協会）	国際交流課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	(H21年調査値) 40.2%	(H26年調査値) 35.1%

(2) さまざまな場での意識を変える

①家庭における男女共同参画の推進

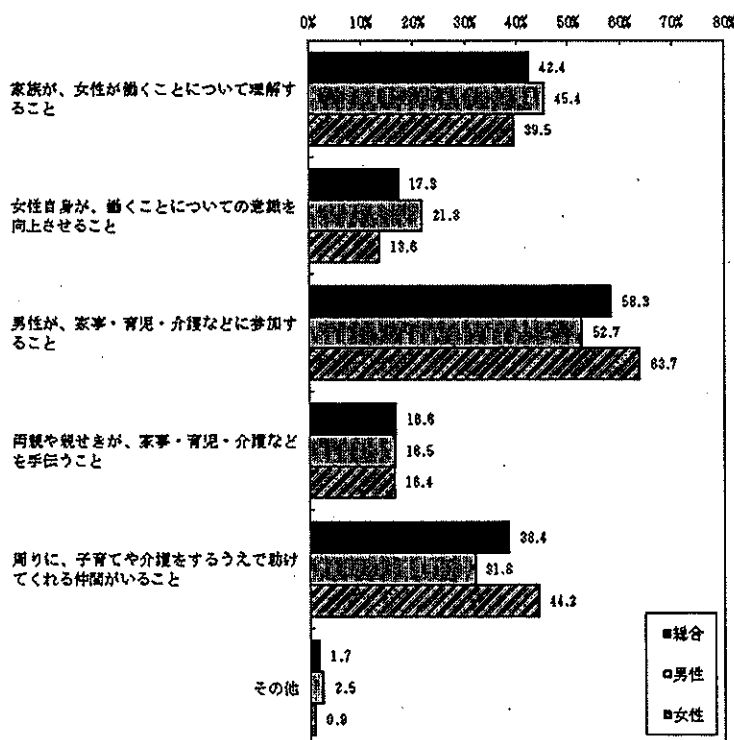
ア 現状と課題

家族の一人ひとりが互いに人格を尊重しあい、その尊重の上に家庭生活は成り立つものです。しかし、県民意識調査では、多くの人が家庭生活中で不平等感を感じています。(※ P.13)

また、理想的な女性の働き方実現のために、家庭や地域で必要なこととして最も多い回答が「男性が家事・育児・介護などに参加すること」であり、次いで「家族が、女性が働くことについて理解すること」となっています。

家庭生活における男女の役割分担については、多様な形態が認められるべきですが、働きたいと考える女性が、仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく、希望に応じてその能力を十分発揮できるようにするためには、家庭生活における固定的な男女の役割分担意識の解消に向けたさらなる取り組みが必要です。

■理想的な女性の働き方実現のために、家庭や地域で必要なこと [N=1,015]



資料：高知県「平成26年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆家庭における固定的な男女の役割分担意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。
- ◆さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
男性の家事・育児・介護の分担に向けた啓発	県民生活・男女共同参画課
こうち男女共同参画センター「ソーレ」における広報・啓発 (男女共同参画関連講座・講演会、情報紙等による啓発)	こうち男女共同参画センター ソーレ
介護の基礎講座の開催	地域福祉政策課
父親の育児参加のための啓発	少子対策課
介護支援情報の提供・広報・啓発	地域福祉政策課、高齢者福祉課
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報(再掲)	人権課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
男女共同参画関連講座への男性参加者数	—	275人	400人

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
家事労働時間(県平均:1日平均:15歳以上)	(H18年調査値)	(H23年調査値)
女性の平均	154分	152分
男性の平均	24分	23分

②学びの場での男女共同参画教育の推進

ア 現状と課題

保育所や幼稚園、学校など学びの場での男女平等を基本とした教育は、性に関する教育も含めて、子どもたちの幼児期からその発達段階に応じて適切に進められなければなりません。

県民意識調査では、他の分野と比べ学校教育において、「平等」と感じている人の割合が高くなっています。(※p.13) しかしながら、男女別の出席簿や卒業式の呼び名の順、男女の色分けなど、女性と男性を区別する必要がない場面においても、区別している事例なども見受けられることから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の人権を尊重する教育を、さらに進めていかなければなりません。

また、教職員自ら育児休業を取得するといったことは、子どもや保護者に男女共同参画を浸透させるうえで意義があると考えられます。

さらに、進路指導においても、性別にかかわらず個性や能力が発揮できるよう、男女共同参画の視点に基づき、一人ひとりの生徒が主体的に進路を選択できる能力や高い職業意識が育まれるよう、その改善・充実を図ることが大切です。

加えて、学校行事、PTA活動などにおける男女共同参画についても、一層進めていくことが求められています。

このように、学びの場での取り組みは、子育てと学校教育全般について、男女平等と男女共同参画を推進する教育が行われるようにしていく必要があります。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

◆子どものころから男女の平等意識を育てていくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
男女平等や女性の人権に関する教育の充実	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課
男女平等に関する小中学生向け教材の作成	小中学校課、特別支援教育課、人権教育課
公立学校における男女混合名簿導入の推進	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課
職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	小中学校課、高等学校課、特別支援教育課

モニタリング指標

項 目		H21年度	H27年度
男女混合名簿（出席簿）実施率		(H21年実績)	(H27年調査)
公立幼稚園		72.0%	82.4%
公立小学校		47.4%	61.2%
公立中学校		32.8%	54.7%
公立高等学校		59.6%	77.8%
公立特別支援学校		92.3%	100.0%

◆教職員等に対する男女共同参画の意識啓発を進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施（再掲）	人権教育課

◆性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	健康対策課、スポーツ健康教育課
高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施	健康対策課

◆学校行事やPTA活動などにおいて男女がともに子どもにかかわれる取組を進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
PTA活動への男女共同参画の促進	生涯学習課

モニタリング指標

項 目	H21年度	H27年度
高知県小中・高等学校 PTA 連合会の役員に占める女性の割合	10.0%	16.2%
公立小中高等学校の PTA 会長に占める女性の割合	13.2%	15.5%

③働く場での意識啓発

ア 現状と課題

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の施行やその後の改正などで、働く場での法や制度の整備は進んできましたが、賃金や昇進・昇格、仕事の内容などの男女間の格差や、セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメントなど女性の人権・人格を傷つける行為は依然として発生しています。

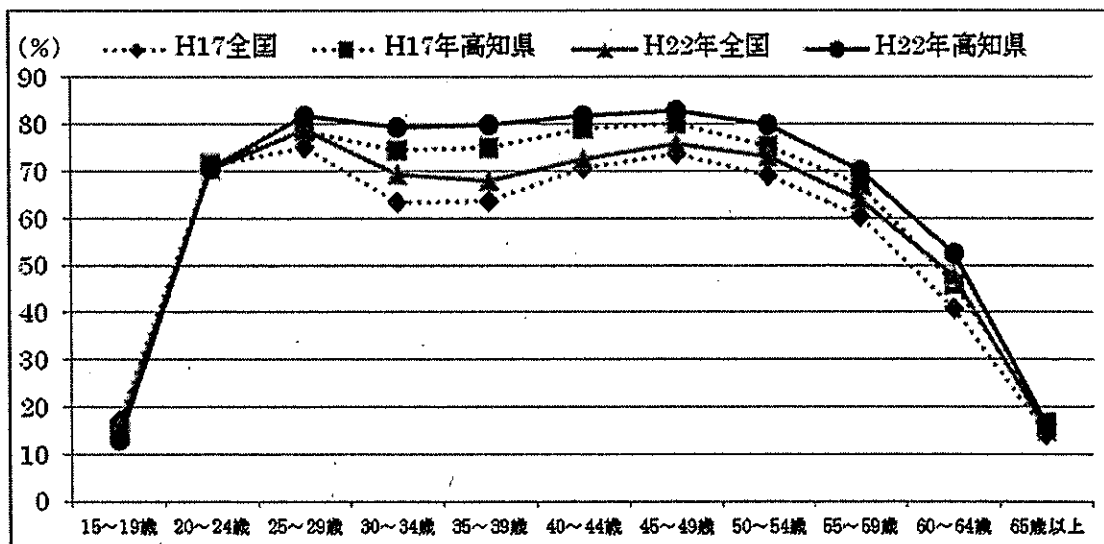
また、農林水産業や商工業などの自営業の分野では、対等な経営パートナーである女性への評価が十分ではありません。

平成 22 年国勢調査の結果では、高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国でも高く、女性の年齢階級別労働力率のグラフのM字曲線が全ての年齢層において全国平均を上回っている状況にあります。それでも出産を機に退職するなど、継続就業を望んでいる女性が就業を継続できるような雇用環境整備が進んでいないことなどから、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性も多く、男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されていません。

女性と男性が同じ職場の仲間として対等、平等に働くことができるような環境をつくるためには、お互いに能力が発揮できる機会が確保されるとともに、あらゆる場面での意思決定に参画できなければなりません。

女性も男性もともに仕事と家庭生活の両立ができるよう、これまでの働き方を見直すとともに、事業主も雇用環境の整備に一層努めることが必要です。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、官民協働による職場風土の醸成を進めます。
- ◆男女平等の視点に立った研修などにより、職場からの意識啓発を促します。
- ◆ハラスメントのない、男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を行います。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進（高知家の出会い・結婚・子育て応援団の創設・取組支援）	少子対策課
経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進（女性登用等促進事業）	県民生活・男女共同参画課
民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施	県民生活・男女共同参画課 少子対策課
イクボスの県内普及による意識啓発	県民生活・男女共同参画課
次世代育成支援企業認証制度の広報・普及促進	雇用労働政策課
商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	経営支援課、協同組合指導課、水産政策課
人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施	人権課
企業等への外部講師派遣事業の実施（出前講座事業等）	人権課、こうち男女共同参画センターソーレ、少子対策課
県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	行政管理課、教育政策課、警務課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	雇用労働政策課、少子対策課、 県民生活・男女共同参画課
労働関係法令等の広報・啓発・周知	雇用労働政策課

イクボス

「イクボス」とは、部下の仕事と家庭の両立を支援し、自らも仕事と生活の充実に取り組む上司（経営者・管理職）のことを指します。

企業や自治体のトップが「イクボス」として取り組むことを表明する動きが全国に広がっており、本県では平成27年6月、知事が『イクボス宣言』を行いました。

④地域での意識啓発

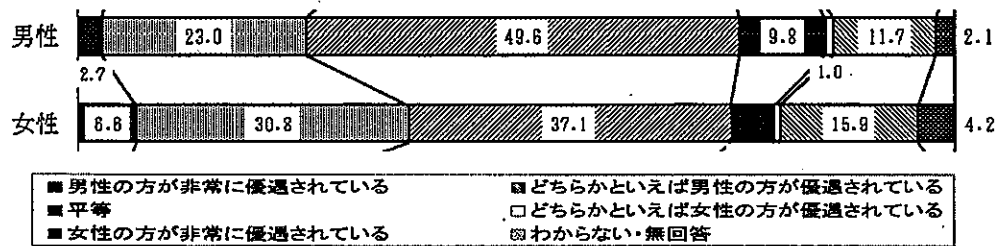
ア 現状と課題

私たちの周りでは、町内会やPTAはもちろん、NPOやボランティアなど、私たちの普段の生活に欠かせないものから、地域の行事や互助にかかわるもの、災害や緊急時にきめ細かな力を発揮するものなどさまざまな活動が行われています。

こうした地域活動は、住民一人ひとりが主体となって担っていくことで、より豊かで住みよい地域づくりにつながっていきます。ただ、現実の状況を見ますと、自治会や地域おこし・まちづくり・観光、子育て支援活動などが、特定の性別や年齢層で担われていたり、組織の役員構成や意思決定などが男性中心であったり、行事の役割分担が性別によって決められてしまうといったことも見受けられます。

県民意識調査でも、「地域活動の場」で「男性の方が優遇されている」と答えた割合は、女性 37.4%、男性 25.7%と女性の方が 11.7 ポイント上回っています。さまざまな地域活動に男女がともに参画するため、意識啓発に取り組むとともに、男女が共に参画するさまざまな地域活動を進めていくことが必要です。

■分野別の男女平等意識（男女別比較）地域活動の場 [N=1,015]



資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。
- ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	県民生活・男女共同参画課、地域福祉政策課、スポーツ健康教育課

男女共同参画に関する県民への研修の実施（出前講座事業、公民館活動等）	こうち男女共同参画センター ソーレ、生涯学習課、
男女共同参画に関する情報の提供（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	こうち男女共同参画センター ソーレ
市町村が行う男女共同参画への意識啓発に対する支援	県民生活・男女共同参画課
市町村人権啓発担当者研修の実施（再掲）	人権課
企業等への外部講師派遣事業の実施（出前講座事業等）（再掲）	人権課、こうち男女共同参画センター ソーレ、少子対策課
人権（女性）に関する講座・研修会開催支援	人権課、人権教育課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	こうち男女共同参画センター ソーレ
女性リーダーの育成（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①行政への女性の参画の促進

ア 現状と課題

自治意識の高まりや地方分権の広がりの中で、県や市町村の行政の政策・方針の決定に住民の参画が欠かせないものになっています。行政機関の政策・方針決定の手法や手続の中にはパブリックコメントなどのほか、審議会等を設置して委員から意見を聴く、あるいは方針を示してもらおうといったことがあります。

その審議会等が、住民の声を正しく反映し、地域の将来を見通した判断をするためには、委員の構成が偏りのない適切なものであることが必要です。その要素のひとつが男女共同参画です。女性が社会の構成員の半分を占めることから、女性委員の参画を進め、多様な視点や新たな発想を取り入れていくことが必要となります。

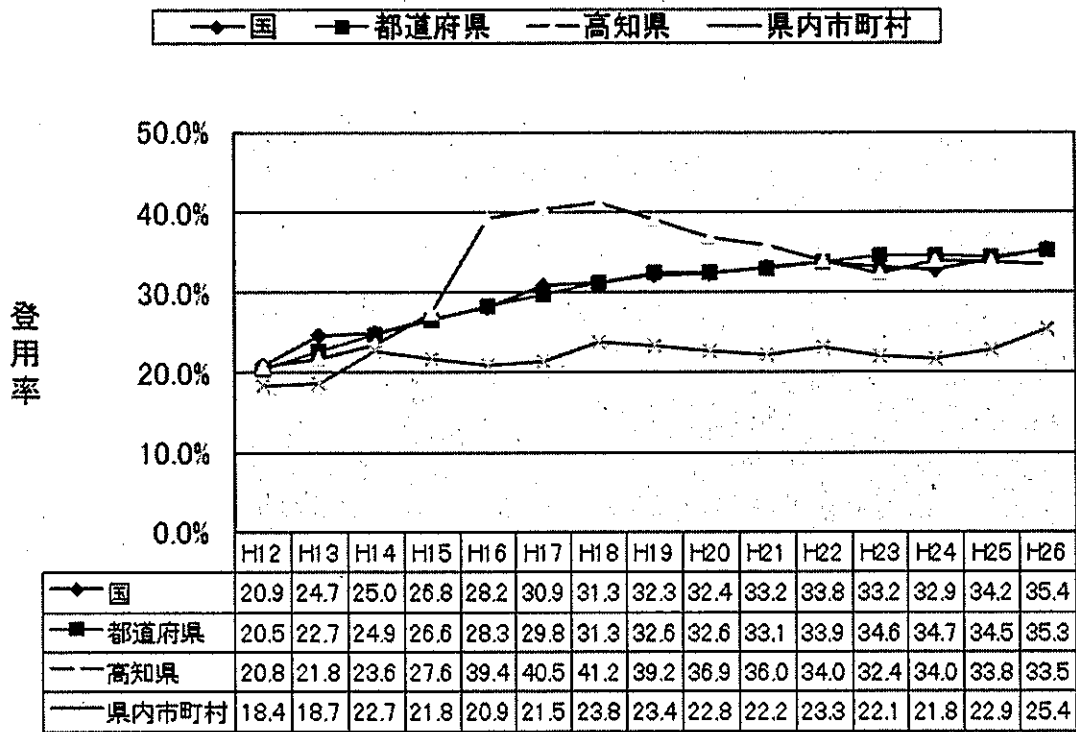
県の審議会等に占める女性委員の割合は、一定上昇し、国や全国平均を上回るといった前進は見られましたが、平成18年度の41.2%をピークに漸減傾向で、平成26年度は33.5%となっており、目標である均衡には、まだ開きがあります。また、県内市町村では、25%程度にとどまっています。

その背景には、審議会等の設置目的や役割を踏まえた委員の人選を進めるうえで、関係団体等の代表が男性であることが多いことや、弁護士、医師、大学教員をはじめ、専門的知識を必要とする分野への女性の進出がまだ少ないことなどがあります。

こうしたことから、女性人材の育成や掘り起こしを一層進めるとともに、委員を選出する関係団体や企業等に対し、男女共同参画の重要性への理解の促進と女性の積極的登用へのさらなる協力を求めていく必要があります。

また、行政機関の内部においては、女性公務員の登用や活躍、職域の拡大とその能力開発に積極的に取り組み、男女共同参画を進めていくことも必要です。

■審議会委員への女性の登用率



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
県の審議会等の委員への女性の参画推進	県民生活・男女共同参画課ほか 審議会等設置所属
人材リストの整備と活用促進	県民生活・男女共同参画課
女性リーダーの育成(再掲)	こうち男女共同参画センター ソーレ

目標値

項目	H21年度	H26年度	H32年度 目標値
県の審議会等の委員の男女構成 (女性委員の割合)	36.0%	33.5%	均衡

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
地方議会に占める女性議員の割合	10.4%	10.4%

◆女性県職員や教職員の能力開発を支援するとともに登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進めます。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
女性県職員の登用、活躍の推進	人事課、教育政策課、警務課
学校現場における女性教職員の登用促進	教職員・福利課
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定	人事課ほか関係課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H32年度 目標値
県職員 (知事部局) 女性活躍推進法に規定する事業主行動計画で定めた目標値 (P)			

公立 学校	<u>女性活躍推進法に規定する事業主行動計画で定めた目標値（P）</u>			
県警 本部	<u>女性活躍推進法に規定する事業主行動計画で定めた目標値（P）</u>			

モニタリング指標

項 目	H21年度	H26年度
県職員（知事部局）に占める女性の割合	26.8%	30.7%

- ◆市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
男女共同参画の取組に関する広報、啓発、情報の提供（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	こうち男女共同参画センター ソーレ
市町村人権啓発・人権教育担当者研修の実施（再掲）	人権課、人権教育課
市町村職員の女性管理職への登用促進	市町村振興課
市町村の審議会等委員への女性の参画促進	県民生活・男女共同参画課

モニタリング指標

項 目	H21年度	H26年度
市町村職員に占める女性の割合	31.6%	35.0%
市町村職員の管理職員に占める女性の割合	12.4%	15.0%
市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	22.2%	25.4%

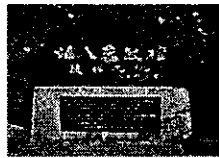
婦人参政運動の先駆者 楠瀬喜多（くすのせ きた）

「民権ばあさん」の名で知られている喜多は、「女にも参政権を！」と訴えた我が国最初の女性として有名です。

喜多が家督を継いだ当時は、江戸時代から明治維新に変わったものの庶民の暮らしはよくなり、自由民権運動が高まってきました。そのリーダー板垣退助、片岡健吉、植木枝盛たちが「立志社」を設立し運動を展開した頃です。

喜多は、明治11年、「戸主として納税しているのに女であるというだけで選挙権がない」として、男女平等と区会議員選挙での投票権を主張しました。

喜多のこの時の主張は受け入れられなかったものの、2年後、上町と小高坂村で婦人の参政が実現しています。



高知市上町の第四小学校正門わきに設立された「婦人参政権発祥の地」の碑

②団体・組織への女性の参画の促進

ア 現状と課題

平成 26 年 4 月に内閣府がとりまとめた調査では、本県は管理的職業従事者に占める女性の割合は、21.8%であり、全国 1 位となっていますが、十分とは言えない状況です。

女性の経営への参画は多様な価値観からなる新たなサービス、製品の創出を促します。現在働いている女性が、出産・育児でやむをえず退職することなく、かつ、培われたキャリアやその視点など、能力を十分に発揮できるような支援が重要です。

また、農林水産業においても女性は、それぞれの産業の重要な担い手であり、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、農業委員会や農業協同組合の役員など、地域における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その比率はまだ低いものとなっています。

高知県の農業協同組合及び漁業協同組合における正組合員に占める女性の割合は農業協同組合 29.8%、漁業協同組合 9.4%である一方、役員に占める女性の割合は農業協同組合 8.0%、漁業協同組合 1.3%と低く、まだまだ生産・経営の方針決定が男性中心に行われています。

また、商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合は 9.9%と、方針を決める会長などの代表は男性が務めることが多く、団体や組合の代表における女性の割合が低い状況が続いています。

このため、企業のみならず、社会のあらゆる分野についてこれまで以上に積極的な女性の登用や活用が望まれます。

なお、平成 27 年 8 月には、いわゆる「女性活躍推進法」が制定され、自治体や民間事業主には、女性職員・社員の活躍の状況を把握・分析のうえ、数値目標を盛り込んだ「事業主行動計画」を策定することが義務付けられています。(※)

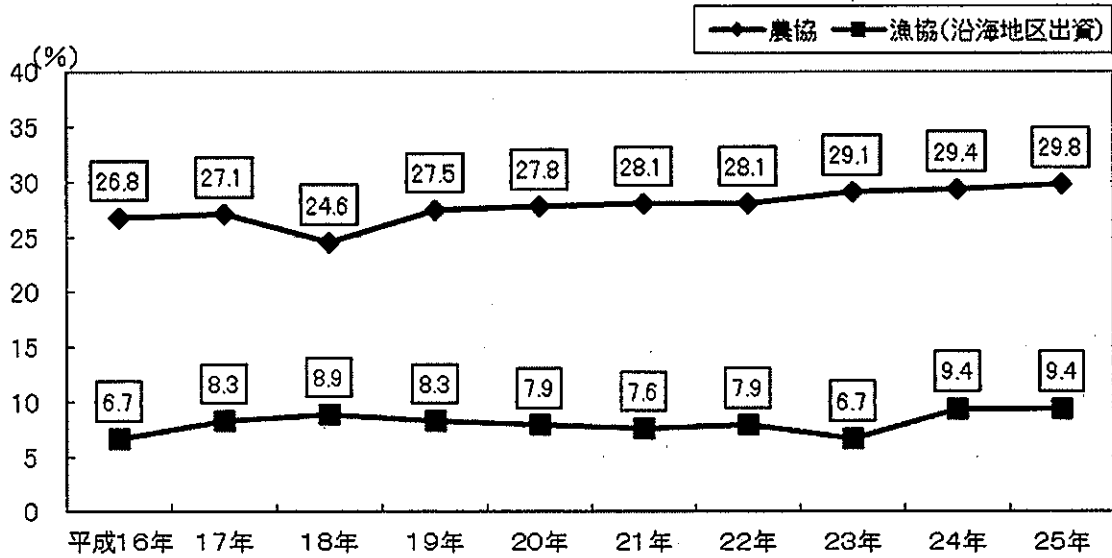
※ 労働者が 300 人以下の民間事業主は努力義務

■管理的職業従事者に占める女性の割合（上位 5 団体）

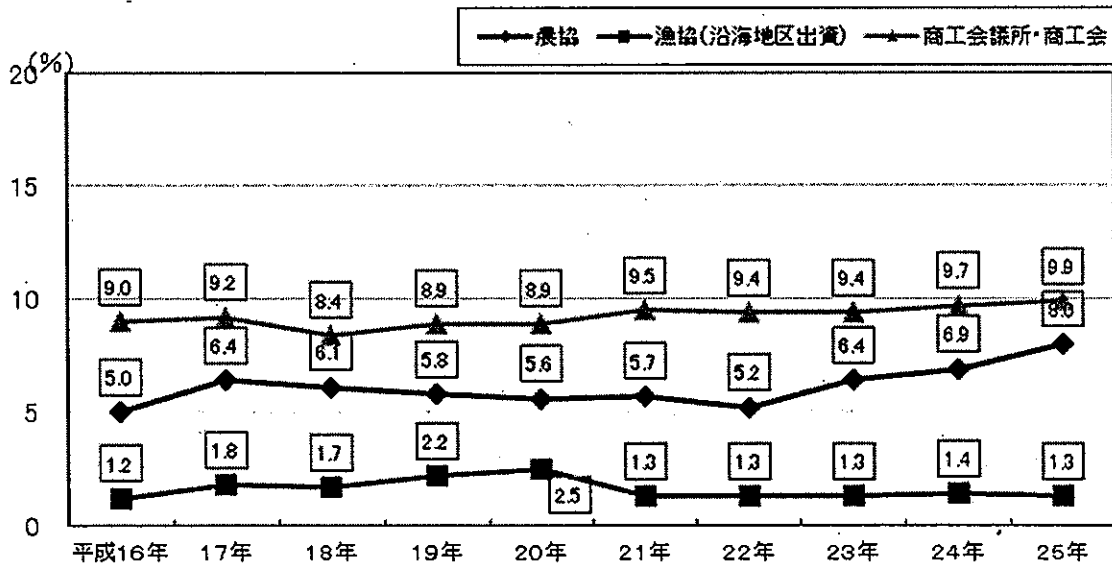
管理的職業従事者に占める女性の割合(%)		
1	高知県	21.8
2	青森県	20.3
3	和歌山県	18.4
4	徳島県	17.4
5	熊本県	17.2
	全国	13.4

資料：内閣府「H26 年 地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」

■農協及び漁協における正組合員に占める女性の割合の推移（高知県）



■農協、漁協及び商工会議所・商工会における役員に占める女性の割合の推移（高知県）



資料：統計課「県政の主要指標（高知県における男女共同参画関連指標）」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆経済団体と連携し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める事業主行動計画策定の働きかけなどにより、企業等における女性の登用等を促進します。
- ◆民間企業等において、女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性とその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進（女性登用等促進事業）（再掲）	県民生活・男女共同参画課
民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施（再掲）	県民生活・男女共同参画課 少子対策課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数（101人以上300人以下）	—	—	50社

- ◆各種の団体、組織への、女性の一層の参画、登用を促します。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援	経営支援課
農業協同組合女性部の育成と活動支援	協同組合指導課
漁業協同組合女性部の育成と活動支援	水産政策課
各組織に対する広報啓発、情報提供	協同組合指導課、水産政策課
女性による地域防災活動の育成と支援	消防政策課
女性リーダーの育成（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
大学生に向けたキャリア形成支援事業（男女共同参画に関する講演・講座）	こうち男女共同参画センター ソーレ

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
管理的職業従事者に占める女性の割合	(17年調査値) 13.8%	(22年調査値) 16.7%

農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	28.1%	30.0%
農業協同組合の役員に占める女性の数	16 農協 21 人	15 農協 29 人
女性農業委員数	30 人	51 人
商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.5%	9.8%
漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合	7.6%	9.6%

(2) 働く場をひろげる

①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

ア 現状と課題

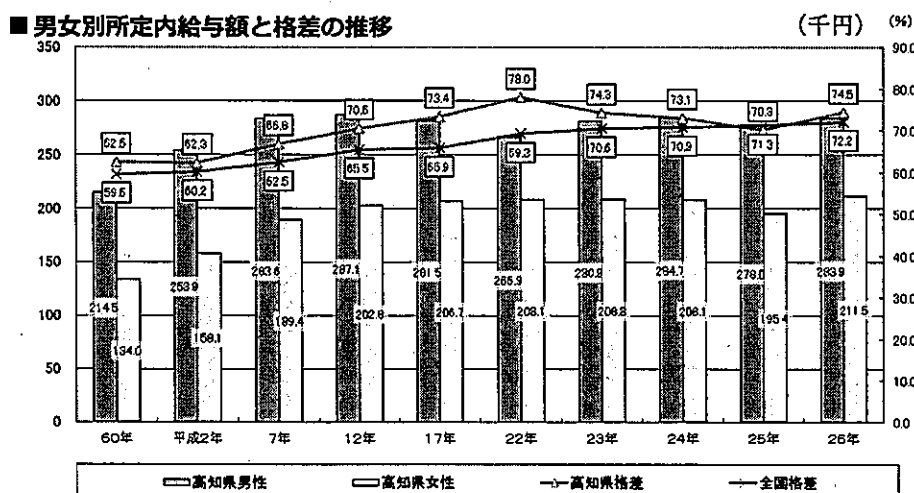
平成9年の男女雇用機会均等法の大規模な改正により、募集や採用、配置や昇進など雇用のあらゆる場面で女性に対する差別が禁止されました。さらに、平成18年の改正では、女性だけでなく、男性女性双方に対する差別や、降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについての差別、また間接差別も禁止するなど男女差別禁止の範囲が拡大されました。

しかし、実際には、職場での配置や昇進・昇格、賃金などで男女間の不平等な取扱いが残っています。

平成22年国勢調査の結果では、高知県は全国と比べて、結婚、出産後も働き続ける女性の割合が高いものの、平成24年に総務省統計局が行った「就業構造基本調査」のパートタイムなど非正規雇用労働者の割合では、女性が男性の約3倍となっています。

その背景には、出産・子育てにかかる期間が女性の働き方に大きな影響を与えていることや、事業主の側に女性の能力を積極的に活かしていこうとする意識が十分でないこと、また、働き手や稼ぎ手は男性であるという、固定的な性別役割分担意識が残っていることなどがあると思われます。

すべての労働者が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮し、多様でかつ柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。



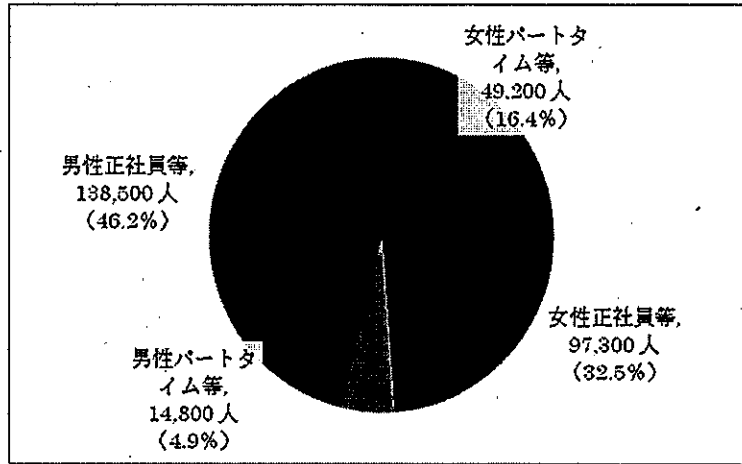
資料：厚生労働省「平成 26 年 賃金構造基本統計調査」

※所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等）を差し引いた額。

※一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者を除いた労働者。

※□内の数値は、男性一般労働者の所定内給与額を 100.0 としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値。

■雇用者に占めるパートタイム等労働者の割合（高知県）



資料：総務省統計局「平成 24 年 就業構造基本調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆多様な就業形態や休業制度の拡充等を促すことで、職域拡大を促進し、働くことを希望する者の雇用の場をひろげます。
- ◆女性の活躍を進めることが業績拡大につながるということへの理解を深め、女性がその能力を十分発揮できるような職場づくりを促します
- ◆男女の平等な待遇を促します。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進（女性登用等促進事業）（再掲）	県民生活・男女共同参画課
民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発や表彰制度の実施（再掲）	県民生活・男女共同参画課 少子対策課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進（再掲）	雇用労働政策課、少子対策課 県民生活・男女共同参画課
労働関係法令等の広報・啓発・周知（再掲）	雇用労働政策課
人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施（再掲）	人権課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
雇用労働者総数に占める女性の割合	(H17年国勢調査) 48.6%	(H22年国勢調査) 50.2%

男女間の賃金格差(男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値)	76.9%	72.8%
---	-------	-------

- ◆若年者(女性・男性)の就労を支援します。
- ◆県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
就職支援相談センター(ジョブカフェ)事業	雇用労働政策課
人材の育成(地域産業の担い手)	産学官民連携センター(ココブラ)、雇用労働政策課

②多様なニーズに応じた就労支援

ア 現状と課題

平成26年4月に、内閣府が取りまとめた調査では、本県は、有業者(働いている人)に占める女性の割合は、46.7%、また、起業した方に占める女性の割合は、18.2%と、いずれも全国1位となっています。

その一方で、出産や育児を理由に退職される女性も多くいるほか、県民意識調査では、女性の働き方の理想として、約半数の方が、結婚や出産、育児などライフステージの変化に応じて働き方を変えることが理想と回答されており、希望に応じて柔軟に働き方を選択できることが求められています。

また、「理想的な女性の働き方」の実現のために必要な行政の取り組みとして、約3割(32.7%)の方がいったん退職した女性への再就職の支援と回答されています。(※P.39)

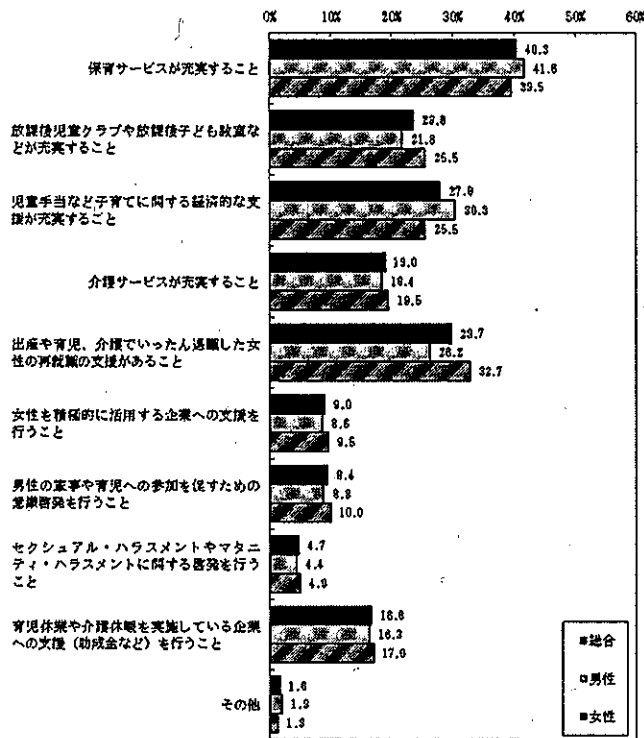
こうしたことから、女性が出産や子育てのために一定期間仕事を離れても、希望すればそれまでのキャリアを活かして働くことができるよう、多様なニーズに応じて就労を支援する取り組みが、ますます重要となっています。

■有業者及び起業者に占める女性の割合(上位5団体)

有業者に占める女性の割合			起業者に占める女性の割合		
1	高知県	46.7%	1	高知県・佐賀県	18.2%
2	宮崎県	46.4%	2	富山県	16.8%
3	熊本県	46.4%	3	島根県・山口県	16.1%
4	鹿児島県	46.1%	4	岡山県	16.0%
5	長崎県	45.9%	5	広島県	15.5%
	全国	43.0%		全国	12.3%

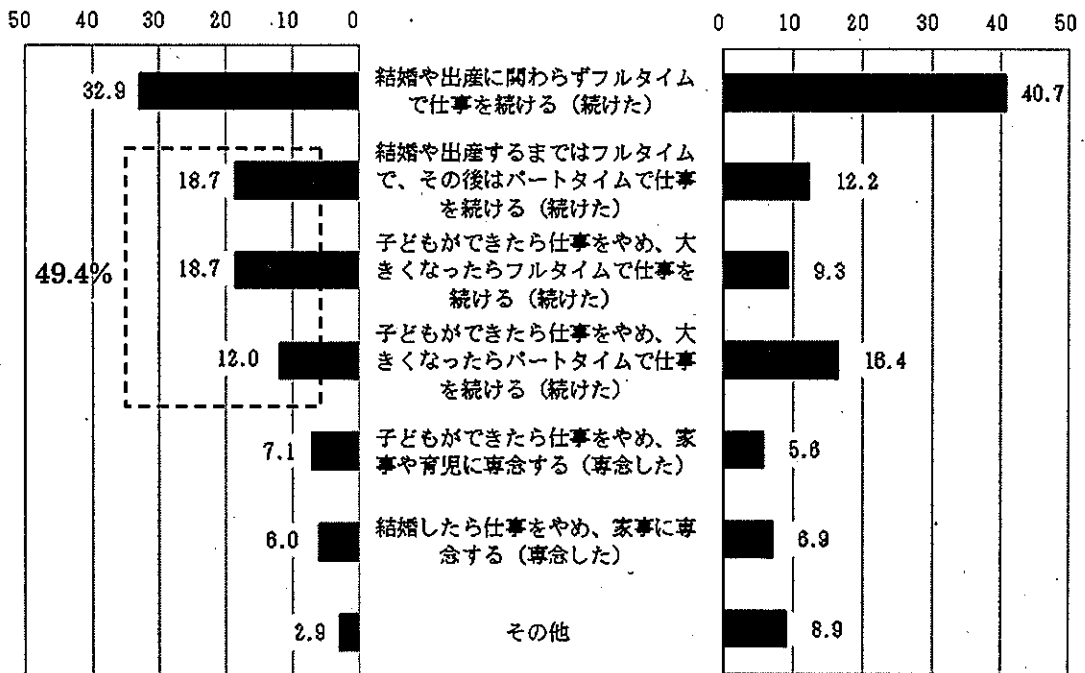
資料：内閣府「平成26年地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」

■理想的な女性の働き方実現のために必要な行政の取組 [N=1,015/うち女性 529]



資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■女性の働き方の理想 [N=450 (働いている又は働いたことのある女性)]

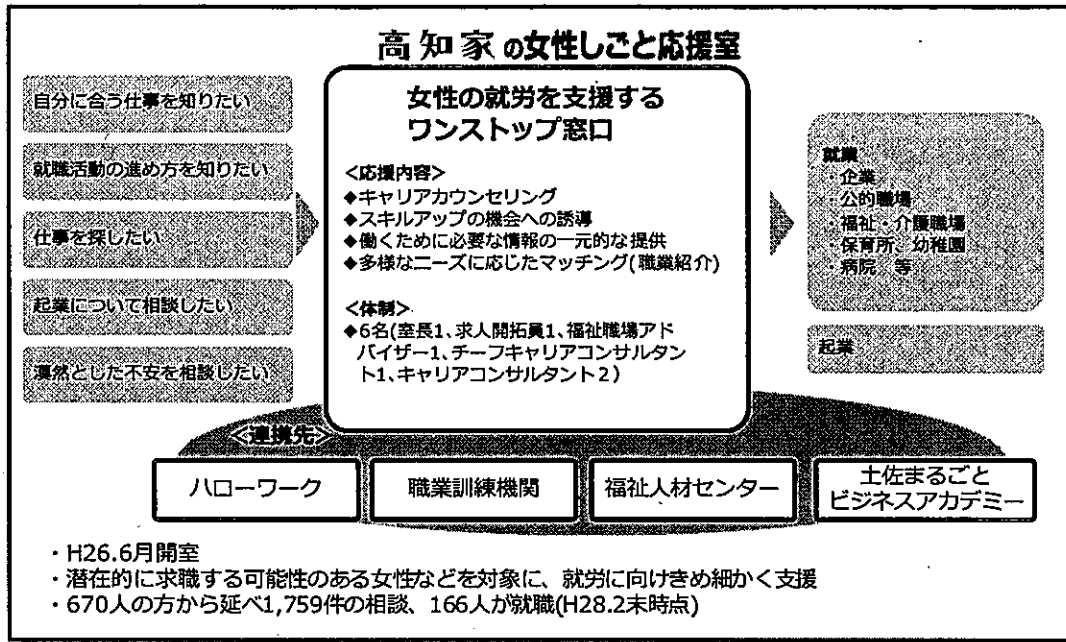


資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆高知家の女性しごと応援室において、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティングや、職業訓練などスキルアップの機会への誘導、多様なニーズに応じたマッチングなど、相談から就職まで、ワンストップできめ細かな支援を行います。

<「高知家の女性しごと応援室」の取り組み>



具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援（女性就労支援事業）	県民生活・男女共同参画課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
高知家の女性しごと応援室における就職率 （3ヶ月以内の就職希望）	—	53.7%	60%

- ◆女性の就業割合の多い福祉・介護職場への就労を支援します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	地域福祉政策課

介護福祉士等修学資金貸付事業	地域福祉政策課
福祉・介護職場体験事業	地域福祉政策課
潜在的有資格者等再就職支援事業	地域福祉政策課
中山間地域等ホームヘルパー養成事業	地域福祉政策課

- ◆女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
職業能力開発訓練の充実	雇用労働政策課
人材の育成（地域産業の担い手）（再掲）	産学官民連携センター（ココブラ）雇用労働政策課
公共職業訓練（委託訓練事業）	雇用労働政策課
出産後の女性再就職促進事業	雇用労働政策課
女性のための就業支援講座	こうち男女共同参画センター ソーレ

- ◆厳しい環境にあるひとり親家庭の保護者の就業と自立を支援します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
ひとり親家庭等自立支援事業	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	児童家庭課

- ◆保育士や看護師等有資格者の復職を支援するとともに、起業なども含めた多様な働き方ができる就業の場をひろげます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
保育士等人材確保事業	幼保支援課
保育士修学資金貸付事業	幼保支援課
看護の心普及・ナースセンター強化事業	医療政策課
女性医師復職支援事業費	医師確保・育成支援課
女性のための起業支援講座	こうち男女共同参画センター ソーレ

③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進

ア 現状と課題

農林水産業や商工業等の自営業の分野で女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

しかしながら、一方では、旧来の価値観や固定的役割分担意識にとらわれ、対等な経営パートナーである女性が、職業人として主体的に経営に参画しにくい環境となっているため、地域の方針を決定する過程への女性の参画が遅れています。

そのため、女性が仕事にやりがいと魅力を感じ、積極的に経営への参画ができるよう、個々のライフステージに応じ、実践的な技術・経営・財務・労務の管理やマーケティング能力などの向上への支援が求められています。

また、家族内で経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境についての話し合いを持つなど、家族内での就業条件の整備を図り、経営や地域での活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努める必要があります。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆家族労働における就業条件や環境を整えます。
- ◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
農業・農村男女共同参画推進事業	環境農業推進課
商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参加促進	経営支援課、協同組合指導課、水産政策課
創業のための融資制度	経営支援課
女性のための起業支援講座（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
農業女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	地域農業推進課、森づくり推進課、漁業振興課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	こうち男女共同参画センター ソーレ
人材の育成（地域産業の担い手）（再掲）	産学官民連携センター（ココブラ）

モニタリング指標

項 目	H21年度	H26年度
家族経営協定締結農家数	443 戸	864 戸
農村女性リーダー認定数	284 人	308 人

(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

①地域活動における男女共同参画の推進

ア 現状と課題

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

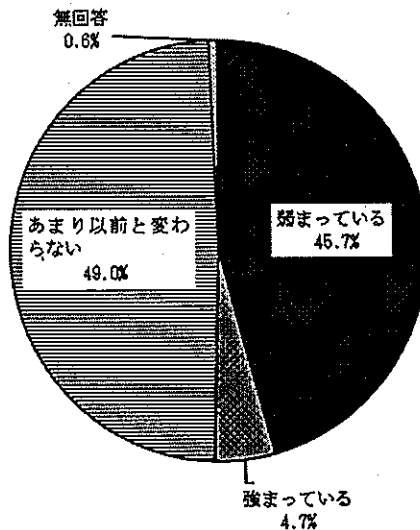
平成 26 年度に県が行った県民世論調査では、45.7%の方が地域での支えあいの力が弱まっていると答えており、人口減少や高齢化の進展、人間関係の希薄化や、単身世帯の増加等により、地域にさまざまな変化が生じています。こうした中、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域活動における男女共同参画が不可欠です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が未だに残っていること、地域における意思決定過程への女性の参画の機会が乏しいこと、地域活動への参画について性別、世代に偏りがあること、地方公共団体における男女共同参画に関する推進体制が必ずしも十分でないことなどから、地域における男女共同参画が順調に進んでいない状況もみられます。

そのため、地域活動に関する情報の収集・提供などにより、住民意識を広げ、地域活動への参加を促すとともに、市町村やNPO等の取組を支援することが重要となってきます。

また、地域で男女共同参画の視点に立った実践的活動を進めることは、従来の知識習得や意識啓発中心の男女共同参画の取組にかかわりの薄かった団体や個人を含め、さまざまな活動を行うあらゆる人々にとって、男女共同参画の意義を実感するなど、身近な男女共同参画の推進につながります。

■地域の支えあいの力



資料：高知県「平成 26 年 県民世論調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。
- ◆市町村が行う男女共同参画の取組やNPOとの協働を支援します。
- ◆さまざまな地域活動やボランティア、NPO等の活動、地域おこしやまちづくりなどの場での男女共同参画が進むよう、情報提供や意識啓発、人材育成の支援を行います。
- ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心に、女性団体やNPOなどの活動を支援するとともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
市町村における男女共同参画状況の把握及び市町村との情報交換	県民生活・男女共同参画課
市町村が行う男女共同参画の取組の支援	県民生活・男女共同参画課
NPO やボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）	県民生活・男女共同参画課、地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課、地域福祉政策課、スポーツ健康教育課
企業等への外部講師派遣事業の実施（出前講座事業等）（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
人材の育成（地域産業の担い手）（再掲）	産学官民連携センター（ココブラ）
団体等の自主活動支援及び相互交流の促進（ソーレえいど事業等）	こうち男女共同参画センター ソーレ
観光ガイド育成事業による人材育成	おもてなし課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
NPO 法人における女性代表の割合	17.5%	17.8%

②防災分野での男女共同参画の拡大

ア 現状と課題

本県は、将来必ず起こるとされている南海トラフ地震をはじめ、急峻な地形や降水量が多いことなどに起因する、災害が発生しやすい自然条件下にあることから、防災への取組は重要な課題です。

こうした防災への取組における政策・方針決定過程への女性のかかわりは、本県ではまだ十分ではありません。

また、過去の災害においては、避難所における、授乳コーナー・更衣室・専用トイレの設置、入浴への配慮など被災者のプライバシーの保護が十分ではなく、性差の違いに対応した支援ができていなかったことや、被災時には、病人の介護や子どもの世話、家の片付けなどの増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。
- ◆地域防災への女性のかかわりを促進します。
- ◆災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。
- ◆NPO や災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。

具体的な取組

取組の内容	担当課
高知県防災会議等への女性の参画	危機管理・防災課
女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	消防政策課
NPO やボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）（再掲）	県民生活・男女共同参画課、 地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、自治会、女性活動団体等の育成・支援	県民生活・男女共同参画課、 地域福祉政策課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度 (H27.4.1)
女性消防団員数	219人	297人

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

①男女がともに働きやすい職場づくり

ア 現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、子育て・介護や、家庭、地域、自己啓発等の時間を持つことも生活のうえでは大切であり、その両方の充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

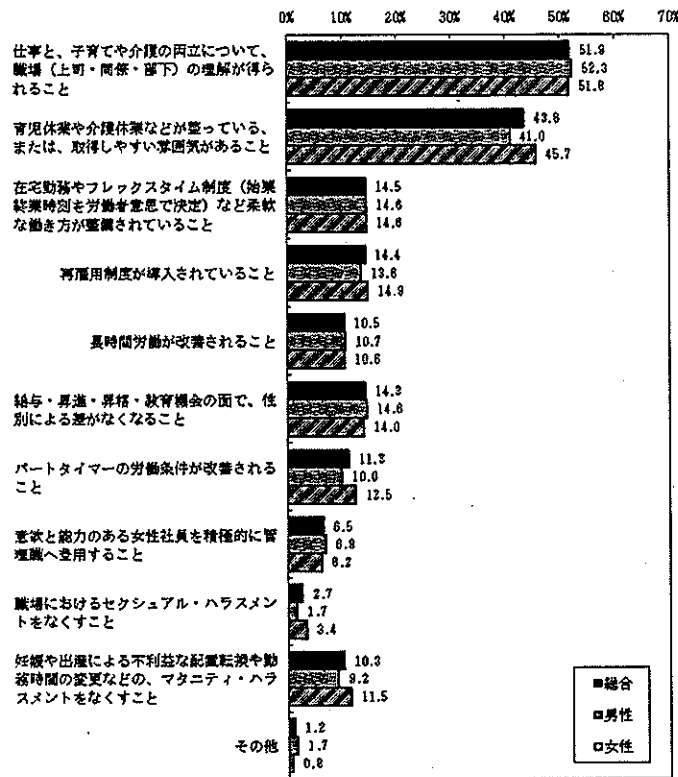
働く人々一人ひとりが健康で、安心して仕事と子育て・介護などを始めとした様々な家庭生活を両立できる環境づくりにより、全ての従業員が働きやすい職場環境を構築すること、即ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が大切なテーマとなっています。

県民意識調査の結果では、理想的な女性の働き方実現に必要なこととして、企業等職場では「仕事と家庭生活の両立に職場の理解が得られること」（※P.48）、家庭や地域では、「男性が家事・育児・介護に参加すること」（※P.20）と、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりを求める回答が最も多くなっています。

また、育児休暇や介護休業など、制度的には女性も男性も子育て・介護の際に一定の休暇をとることは可能になっていますが、大半が女性による取得で、男性の取得は非常に少ない状況であり、少子高齢化が進む中、より多くの男性が子育て・介護に携わる必要があります。根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、男性に多く見られる長時間労働や職場中心のライフスタイルが、子育て・介護にかかわることを妨げる要因にもなっています。

少子化傾向に歯止めをかけるうえでも、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるよう、柔軟な働き方ができる環境を官民協働で整える必要があります。

■理想的な女性の働き方実現のために、企業など職場で必要なこと【N=1,015】



資料：高知県「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携など官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進（高知家の出会い・結婚・子育て応援団の創設・取組支援）（再掲）	少子対策課
経済団体等と連携した女性の登用・継続就業の促進（女性登用等促進事業）（再掲）	県民生活・男女共同参画課
女性の活躍を経営戦略の視点で理解、行動してもらうための啓発（再掲）	県民生活・男女共同参画課
イクボスの県内普及による意識啓発（再掲）	県民生活・男女共同参画課

- ◆子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証し、広く紹介することにより企業の自主的な取り組みを促します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
次世代育成支援企業認証制度の広報・普及促進（再掲）	雇用労働政策課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
高知県次世代育成支援認証企業	51社	122社	200社

- ◆子育て・介護による休業など働きやすい職場づくりに向けた制度を広く周知します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
労働関係法令等の広報・啓発・周知（再掲）	雇用労働政策課
高知県中小企業等融資制度の周知	経営支援課
県職員の育児休業等の取得促進	行政管理課、教育政策課、 教職員・福利課、警務課
県職員への介護休業制度の周知	行政管理課、教育政策課、 教職員・福利課、警務課
福祉介護就労環境改善事業	地域福祉政策課
人材定着・離職防止支援事業	地域福祉政策課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
県職員・県立学校教職員の育児休業	—	—	希望する全員
県職員・県立学校教職員の育児短時間勤務	—	—	希望する全員
県職員・県立学校教職員の配偶者の出産休暇	—	—	1日以上取得 100%
県職員・県立学校教職員の配偶者が産前産後 休暇中に育児を行う男性職員に係る休暇	—	—	1日以上取得 100%
県職員(知事部局)	女性活躍推進法に規定する 事業主行動計画で定めた目 標値(P)		
公立学校			
県警本部			

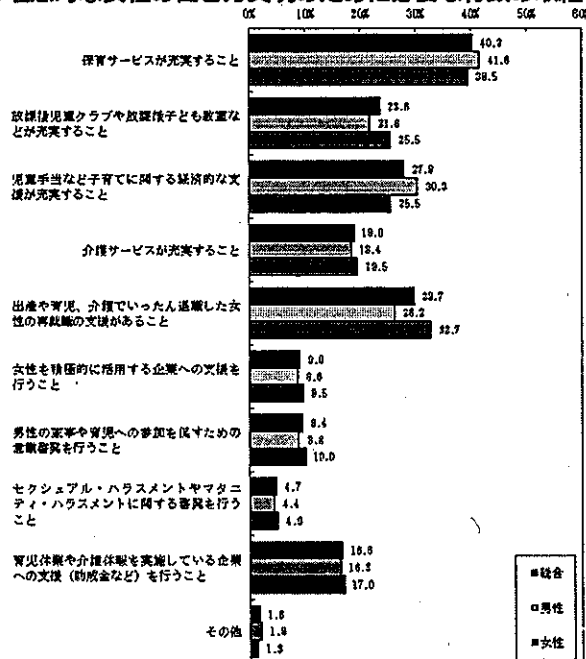
②地域における子育て・介護支援の充実

ア 現状と課題

子育て・介護は主に家族の責任のもとに行われていますが、その負担は家族のみでなく社会全体で分かちあうべきものです。そのためには安心して子どもを産み育てたり、高齢者などの介護ができるよう、家族や家庭の実情に応じたさまざまな支援策により、社会全体で支えていく必要があります。

県民意識調査において、理想的な女性の働き方実現に、行政の取り組みで必要なこととして最も多い回答は、「保育サービスの充実」となっており、女性が、子育てしながら安心して働き続けられるためには、通常の保育時間を超えて預けられる仕組みや、仕事の都合で保育所に子どもを送迎できない、子どもが病気だがどうしても休暇が取れない、といった状況にも柔軟に対応できる子どもの預け先を拡大することが重要です。

■理想的な女性の働き方実現のために必要な行政の取組 [N=1,015]

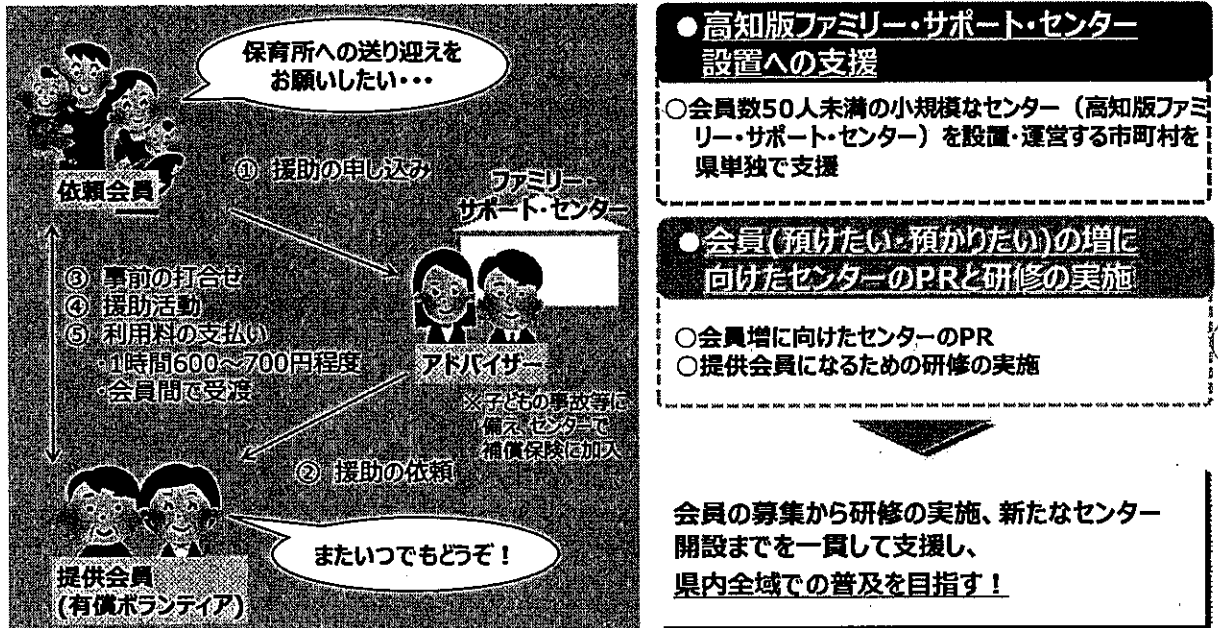


「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

◆子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員登録し、会員間で子育ての助け合いを行う、地域の支え合いによる子育て支援であるファミリー・サポート・センターについて、県内全域での普及を進めます。

＜高知版ファミリー・サポート・センターの取り組み＞



具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
地域の支え合いによる子育て支援の充実（ファミリー・サポート・センター事業）	県民生活・男女共同参画課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	1市	1市	13市町村

◆保育所、認定こども園等の整備を進めるとともに、延長保育や病児保育、また、保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業など様々な保育サービスの充実に取り組みます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
保護者ニーズに柔軟に対応可能な家庭的保育事業等の拡大支援	幼保支援課

延長保育、病児保育、一時預かり事業への支援の充実	幼保支援課
院内保育所運営支援事業	医療政策課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
家庭的保育等実施箇所数	—	0か所	20か所
乳児保育実施市町村数	27市町村	28市町村	全市町村
延長保育実施か所数（開所時間が11時間を超える）	13市町村 89か所	13市町村 105か所	21市町村 149か所
休日保育実施か所数	1市1か所	2市3か所	4市9か所
病児保育実施か所数	5市村 7か所	5市村 8か所	9市町村 13か所
一時預かり事業（第2種社会福祉事業の届出）数	12市町 24か所	18市町 36か所	25市町村 85か所以上

- ◆子どもが安全で安心して過ごせる放課後の居場所づくりやなど様々な子育て支援策を充実するとともに、ひとり親家庭など厳しい環境にある子ども・保護者への支援を強化します。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実（放課後子ども総合プラン推進事業）	生涯学習課
広報誌による啓発推進	県民生活・男女共同参画課
ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	児童家庭課
子育て支援に係る広報・啓発等の推進	少子対策課
子育て家庭応援事業の促進	少子対策課
地域における子育て支援の充実（男女共同参画に関する講演・講座、地域子育て支援拠点等運営事業等）	こうち男女共同参画センター ソーレ、少子対策課
子育て短期支援事業	児童家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	児童家庭課
養育支援訪問事業	児童家庭課
子育て出前講座（地域子育て支援事業）	少子対策課

目標値

項目	H21年度	H26年度	H31年度 目標値
放課後児童クラブや放課後子ども教室 の実施校率（小学校）	65% (140か所)	90% (166か所)	95%
放課後児童支援員の育成	—	—	500人

- ◆介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
地域包括ケアシステムの構築（介護サービスの充実・確保）	高齢者福祉課
相談体制の充実	高齢者福祉課
介護支援情報の提供・広報・啓発（再掲）	高齢者福祉課、地域福祉政策課
独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	地域福祉政策課、 県民生活・男女共同参画課
男性対象家事（料理）・介護の基礎講座の開催	地域福祉政策課、こうち男女共同参画センターソーレ

③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり

ア 現状と課題

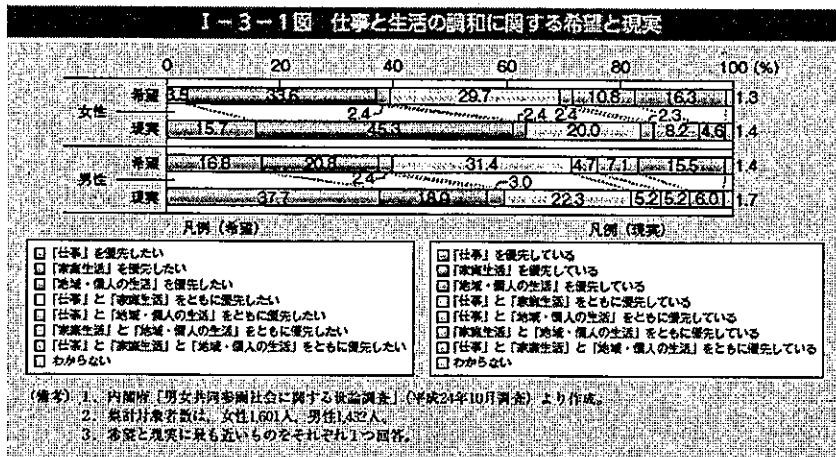
平成24年に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」では、男女ともに、「仕事」と「家庭生活」など複数の活動をバランスよく行いたいという希望を持っているにもかかわらず、現実には、「仕事」あるいは「家庭」などの単一の活動を優先している傾向にあります。

潤いのある生活や心の充足、長くなっている退職後の生活のあり方を考えると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」などに自分の希望するバランスで参画できることが重要であり、中でも、ボランティアやNPO等地域活動に、女性も男性も地域社会の一員として参画することは、自らの生活観や人間関係を広げられるとともに、地域の連帯感や相互扶助意識の高揚にもつながります。

県民世論調査では、地域活動に「積極的」もしくは「積極的ということではないが」参加しているという方が45.5%いる一方で、「ほとんど、もしくは全く」参加していない方は36.2%あり、その理由として活動する時間が取れない、情報がない、一緒に参加できる人がいない、といったことがあげられています。

地域活動への参画を進めるためには、労働時間の短縮や、家事、子育てができるための学習機会の確保、さまざまな地域活動の情報提供、さらにはライフスタイルに合わせた多様な働き方ができる環境整備を引き続き、進める必要があります。

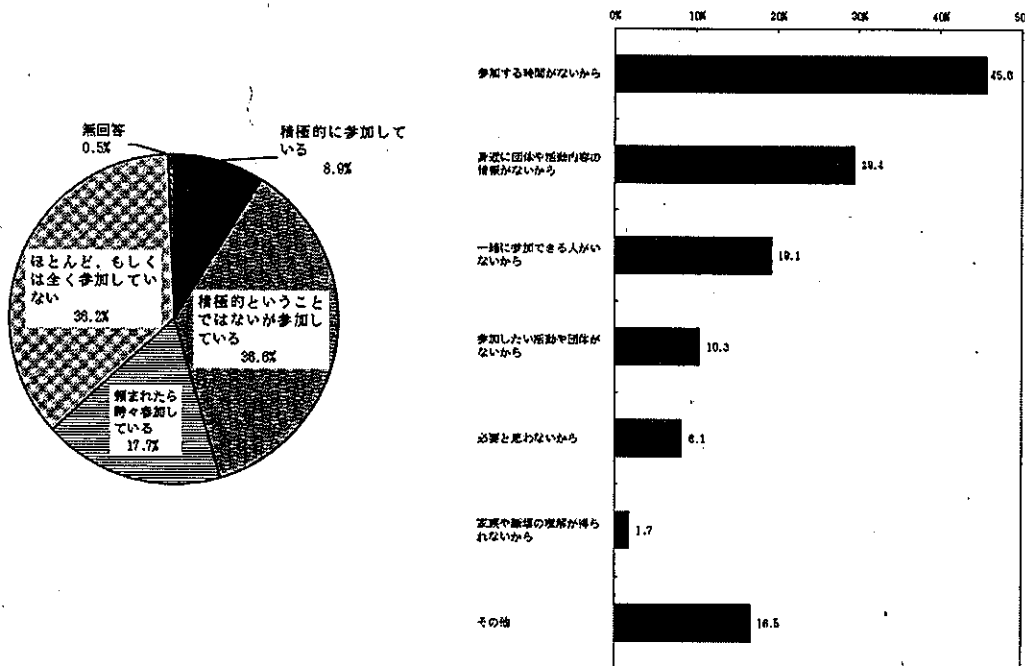
■生活の中での「仕事」、家庭生活、「地域・個人生活」の優先度（全国）



資料：内閣府「平成 27 年 男女共同参画白書」

■地域での活動への参加について

■地域活動にほとんど、もしくは全く参加しない理由



資料：高知県「平成 26 年 県民世論調査」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。
- ◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
労働関係法令等の広報、啓発、周知（再掲）	雇用労働政策課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	雇用労働政策課、少子対策課、 県民生活・男女共同参画課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
団体等の自主活動支援及び相互交流の促進（ソーレえいど事業等）（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
NPO やボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）（再掲）	地域福祉政策課、 県民生活・男女共同参画課
NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課、 地域福祉政策課、スポーツ健康教育課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
男女の年間総実労働時間数（従業員規模 30 人以上）		
パートタイム労働者含む	1,788 時間	1,848 時間
パートタイム労働者除く	1,972 時間	1,987 時間

(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

ア 現状と課題

本県は、高齢化率が 32.2%（平成 26 年、全国 2 位）と、全国に先行して高齢化が進んでおり、高齢者が安心して暮らせる地域づくりは県政の重要な課題となっています。

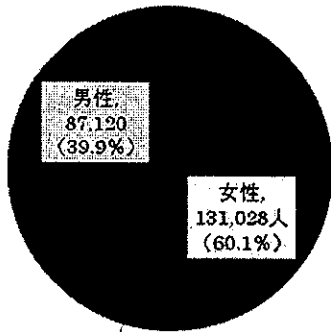
平成 22 年国勢調査では、女性が高齢人口の 60.1%を、85 歳以上では実に 73.7%を占めており、高齢者施策は、女性の生き方や暮らしぶりに様々な影響を与えます。

また、未婚、非婚の急増や、過疎化、人間関係の希薄化などにより、高齢者を支える家族や地域のネットワークが弱まっており、そのことが例えば高齢者の地域での孤立につながる

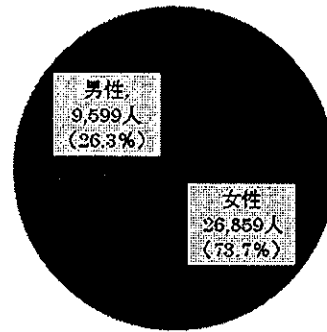
がっているといった指摘があります。さらに、本県の多くを占める中山間地域での介護サービスの充実・確保など、高齢者が安心して暮らせる環境整備には多くの課題が残されています。

こうしたことから、「日本一の健康長寿県構想」における高齢者施策を、男女共同参画の視点もあわせて、進めることが必要となっています。

■高知県 65 歳以上人口男女比



■高知県 85 歳以上人口男女比



資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」

■ 65 歳以上の親族のいる一般世帯

	一般世帯 数	65 歳以上の親族のいる一般世帯				うち高齢単身世帯		うち高齢夫婦世帯	
		世帯数	率 (%)	65 歳以上の 親族人員	世帯数	率 (%)	世帯数	率 (%)	
平成 2 年	288,577	99,037	34.3	130,178	23,106	23.3	21,930	22.1	
7 年	302,868	114,616	37.8	155,937	28,946	25.3	28,922	25.2	
12 年	319,298	128,377	40.2	177,960	35,620	27.7	35,071	27.3	
17 年	323,327	136,325	42.2	189,748	40,918	30.0	37,368	27.4	
22 年	321,004	142,421	44.4	199,551	44,773	31.4	38,704	27.2	

(注) 高齢夫婦世帯：夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯

資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」

また、障害があること、日本で生活する外国人であることなどに加え、女性であることからくる複合的に困難な状況におかれている場合があります。

そのため男女共同参画の視点に立ち、そうした人々が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆介護予防や生きがいづくりの推進に取り組みます。
- ◆地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
介護予防と生きがいづくりの推進 ・市町村が行う介護予防事業への支援 ・高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくりへの支援 ・老人クラブが行う社会参加活動への支援	高齢者福祉課
地域包括ケアシステムの構築（介護サービスの充実・確保）（再掲）	高齢者福祉課
認知症高齢者対策の推進 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・介護者への支援と相談体制の確立	高齢者福祉課

- ◆高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識啓発	県民生活・男女共同参画課

- ◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
地域における相談支援体制の充実強化と社会参加の推進	障害保健福祉課
障害者の就労促進と工賃アップ ・働く場の確保	障害保健福祉課
発達障害の早期発見・早期療育支援体制づくり	障害保健福祉課

- ◆外国人と共に生きる地域づくりを進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
外国人への日本語講座の開催（高知県国際交流協会）	国際交流課
日本語ボランティア講師の養成（高知県国際交流協会）	国際交流課
外国人が安心して相談できる体制の充実（高知県国際交流協会）	国際交流課
ホームページやブログ、生活情報誌などによる情報提供（高知県国際交流協会）	国際交流課

在住外国人への防災・災害情報提供（高知県国際交流協会）	国際交流課
語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催（高知県国際交流協会）	国際交流課

② 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援

ア 現状と課題

長引く経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化、家族の変容などが進む中で、貧困や教育・就労の機会を得られないこと、地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面している人が増えています。

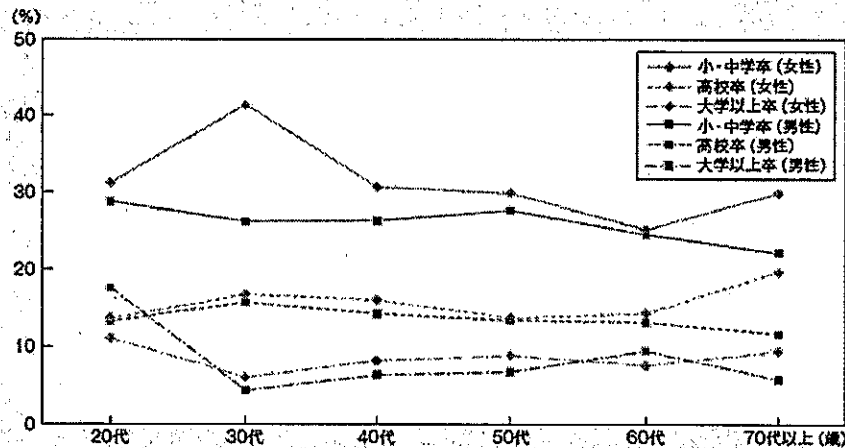
相対的貧困率は、学歴を問わずほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高くなっています。

一方で、根強い固定的性別役割分担意識が残っていたり、仕事と生活の調和が確立されていないことから、高齢単身世帯や父子世帯の男性が地域で孤立するなど、生活上困難な状況に陥りやすくなっています。

貧困など困難な状況におかれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう取組を進めます。

■ 男女別・年齢階層別相対的貧困率（平成22年）

第1-5-8図 男女別・学歴別・年齢階層別相対的貧困率（平成22年）



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活意識調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(河野彰委員)による特別集計より作成。
2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
3. 平成22年調査の調査対象年は平成21年。

資料：内閣府「平成24年版 男女共同参画白書」

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆雇用・就業の安定に取り組みます。
- ◆ひとり親の家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。
- ◆自立に向けた力を高めるよう支援します。

具体的な取り組み

取組の内容	担当課
高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課
職業能力開発訓練の充実（再掲）	雇用労働政策課
就職支援相談センター（ジョブカフェ）事業（再掲）	雇用労働政策課
生活・就労相談の実施	雇用労働政策課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	児童家庭課
子育て短期支援事業（再掲）	児童家庭課
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	児童家庭課
養育支援訪問事業（再掲）	児童家庭課
生活困窮家庭などで非行歴や非行傾向のある子どもを対象とした見守りしごと体験講習	児童家庭課
父子家庭の孤立、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報、啓発（情報誌、ホームページ、メールマガジン等による広報）	こうち男女共同参画センター ソーレ
社会的自立に困難を抱える若者への支援 ・若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援	生涯学習課
民生委員・児童委員活動の充実	地域福祉政策課
DV被害者の保護と自立支援	県民生活・男女共同参画課

(3) 生涯を通じたからだところの健康支援

①自己決定の尊重

ア 現状と課題

女性と男性が、互いに性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思を尊重することなどにより、生涯にわたって健康に生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての基本といえます。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて、男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面します。

本県では、十代を含めて人工妊娠中絶の実施率が全国に比べて高いという実態があり、望まない妊娠をする女性が多いことがうかがえます。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、女性自らが自分の身体や健康について、正しい知識や情報を基に判断し、健康を維持できる力を身につけることが重要です。女性の身体・健康に関する自己決定の尊重を、教育の場はもちろん、広く社会全体に浸透させていく必要があります。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施(再掲)	健康対策課、スポーツ健康教育課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
人工妊娠中絶実施率 ※15歳以上50歳未満女子総人口千対 (全国平均)	11.0 (8.2)	9.2 (6.9)

②生涯を通じた健康支援

ア 現状と課題

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ステージにおいて、男女がそれぞれのライフスタイルや健康状況に応じて自らの健康を主体的に管理できるようにするために、男女の性差に応じた健康に関する情報をはじめ相談指導、保健サービスなどが容易に受けられる環境をつくる必要があります。

特に女性には、妊娠や出産をずる仕組みが備わっているため、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が安心して妊娠し出産期を過ごすことができるよう、母体保護の充実のための保健医療対策と健康づくりの支援を推進していく必要があります。

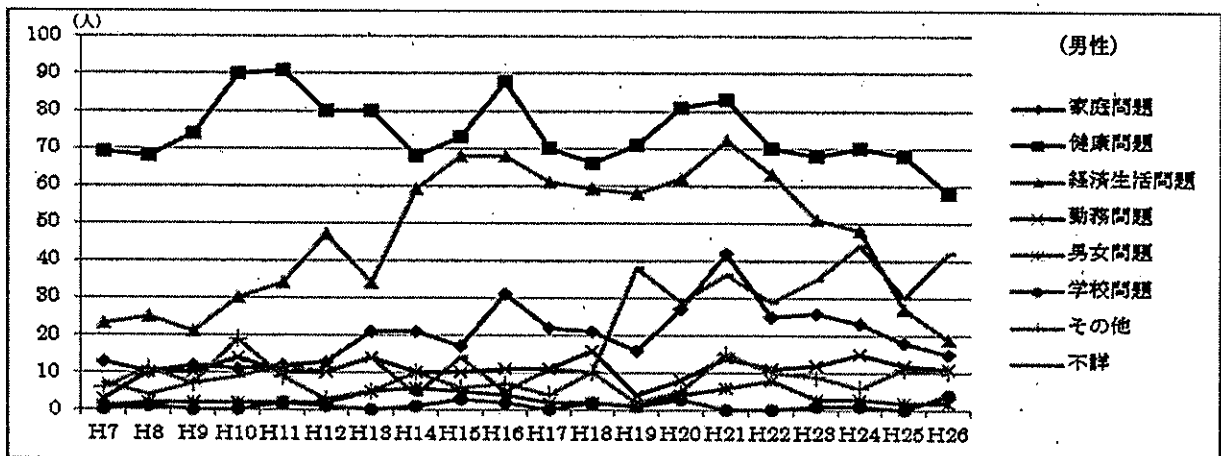
さらに、HIV（エイズ）や性感染症、薬物乱用など生命、健康をおびやかす問題も増加しています。薬物の乱用や喫煙・受動喫煙は、特に、妊娠中の母親の場合、胎児への悪影響も懸念されることから、防止対策や正しい知識の普及啓発は重要な課題です。

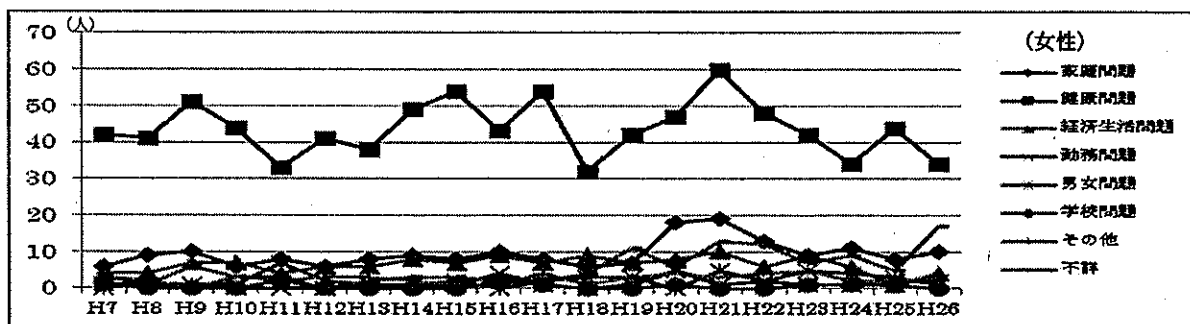
また、本県の平成26年の自殺者数は、前年度より1人減少し159人となり近年は減少傾向にあるものの、自殺死亡率では全国第8位と全国的にも高い水準にあります。自殺者の男女の割合は、男性が女性を大きく上回り、約7割を占めています。年齢別では、65歳以上が最も多く、次いで50歳代と続き、原因・動機別では、うつ病などの健康問題が最も多く、次いで負債などの経済・生活問題と多くなっています。

今後も引き続き、中高年を対象としたうつ病対策と多重債務者等への取組や、相談支援体制の充実など悩みを抱える人を相談窓口につなげるための取組を行う必要があります。

男女がともに身近な場所で気軽に検診や相談を受けられるなど、生涯を通じて健康に生きることのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

■県内の自殺原因・動機別





資料：高知県警・警察庁

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施（再掲）	健康対策課
こころの相談、法律相談、男性相談等（女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業）	こうち男女共同参画センターソール
人権相談業務の実施	人権課
薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	医事業務課、組織犯罪対策課、ｽﾎｰｯ健康教育課
薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	医事業務課、障害保健福祉課、組織犯罪対策課
妊産婦に対する禁煙・受動喫煙の害の啓発	健康長寿政策課
禁煙治療につなぐ支援体制の充実	健康長寿政策課
学校における HIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	健康対策課、ｽﾎｰｯ健康教育課
HIV(エイズ) に関する相談、検査の実施	健康対策課
自殺対策の推進	障害保健福祉課
多重債務者対策の推進	県民生活・男女共同参画課
ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	障害保健福祉課
性差に応じた健康支援（がん検診）	健康対策課
生涯にわたるｽﾎｰｯ活動の推進	ｽﾎｰｯ健康教育課

モニタリング指標就職

項目	H21年度	H26年度
こうち男女共同参画センター「ソール」における男性相談件数	31 件	43 件
がん検診受診率		
子宮頸がん	37.0%	44.5%（暫定値）
乳がん	43.7%	47.5%（暫定値）

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ア 現状と課題

暴力には、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、性暴力、買売春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな形態があります。また、近年ではSNSを利用した、元交際相手等による「リベンジポルノ」等の新しい形態の暴力やストーカー行為など、暴力が多様化、複雑化、低年齢化するなど、社会的にも大きな問題となっています。

これらの暴力の被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、男女差別意識や性別役割分担意識、男女間の経済格差等の様々な要因により、長年解決されず、今日に至っています。

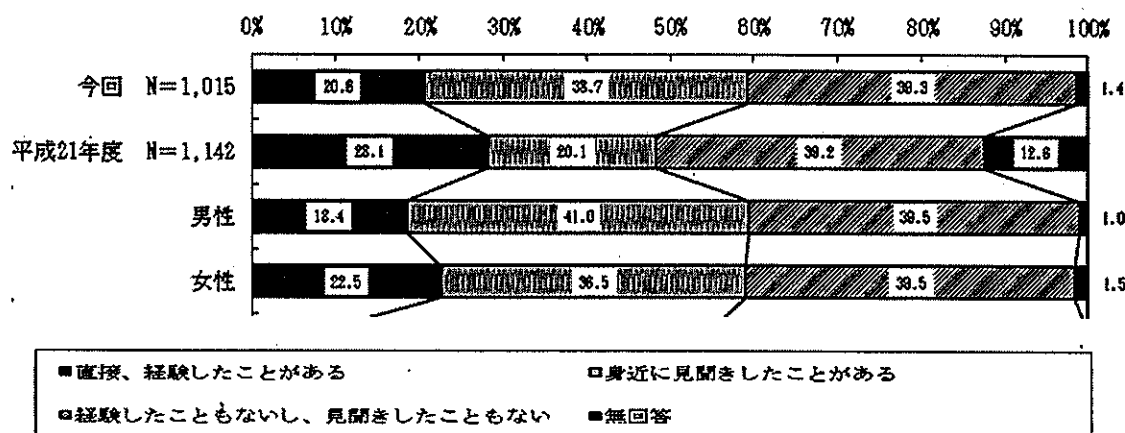
また、暴力は被害者を傷つけるだけでなく、暴力を見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれ（PTSD＝心的外傷後ストレス障害、暴力による問題解決を図る＝暴力の容認、被害者を助けられなかったことによる自己否定など）があることから、暴力の連鎖を断つ意味においても、暴力根絶に向けた幅広い取組が求められています。

平成26年度に実施した県民意識調査の結果から、「DVを直接経験した」（20.6％）人のうち、公的機関などを含めて「誰にも相談しなかった」人が43.5％を占め、DV被害が潜在化していることが伺えます。

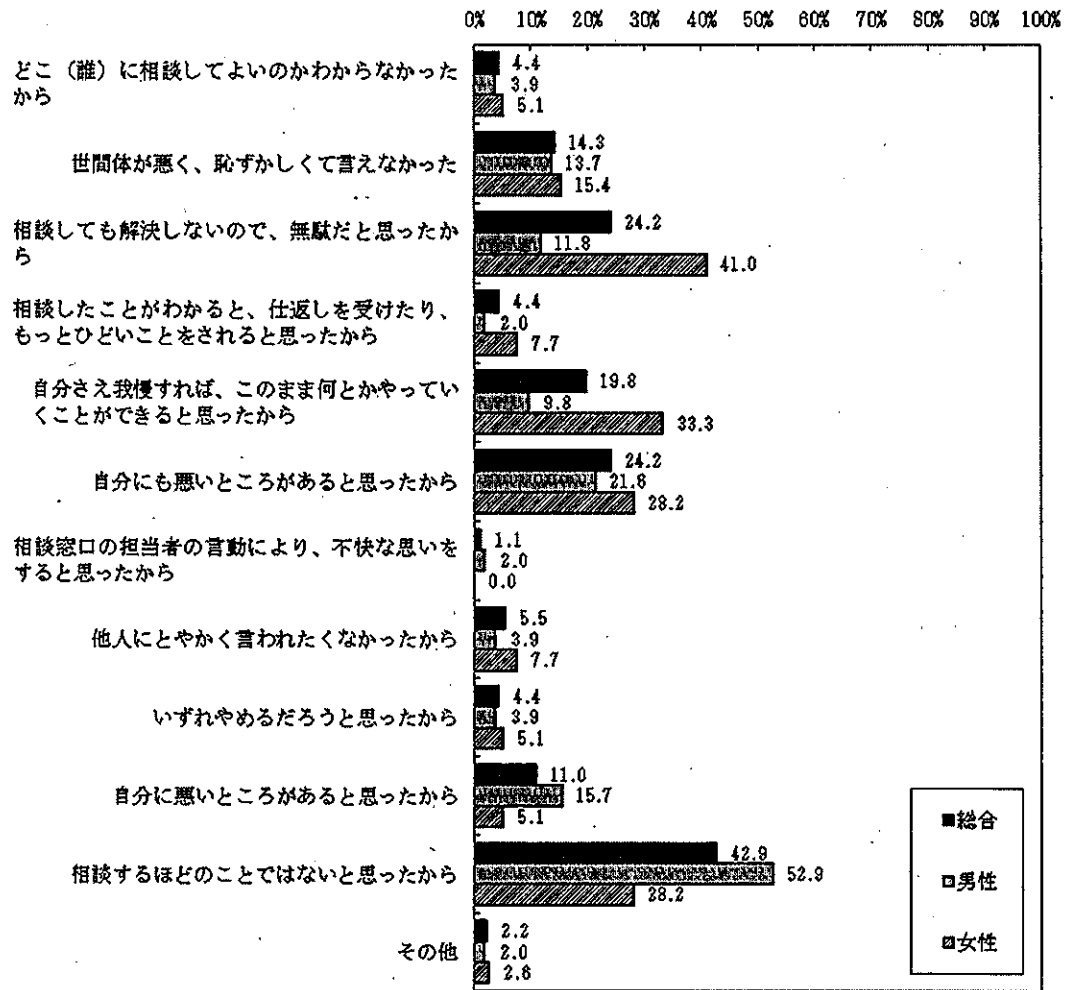
また、DVや性暴力等を予防し、無くすために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やし、窓口の周知を図る」（50.5％）と半数以上が回答しています。

一方で、県の配偶者暴力相談支援センターでもある、女性相談支援センターについては、63.5％が「知っている」と回答しているものの、このうち「内容を知っている」人は16.9％にとどまっており、相談窓口の周知を今後更に図っていく必要があります。

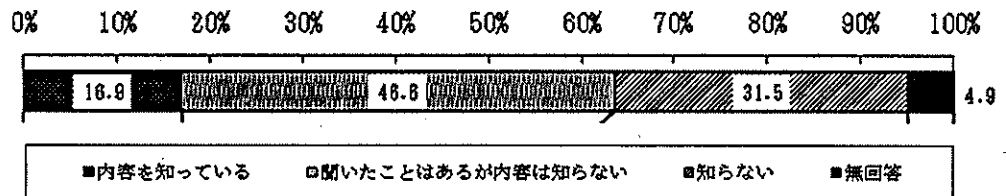
■ 配偶者・恋人からの暴力（DV）経験の有無 [N=1,015]



■相談しなかった理由[N=91]



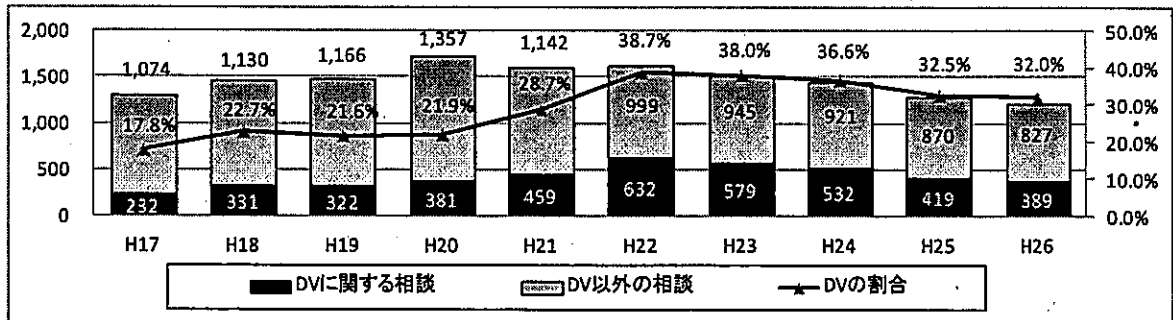
■男女共同参画関連用語等の周知度「女性相談支援センター」[N=1,015]



「平成 26 年度 男女共同参画社会に関する県民意識調査」

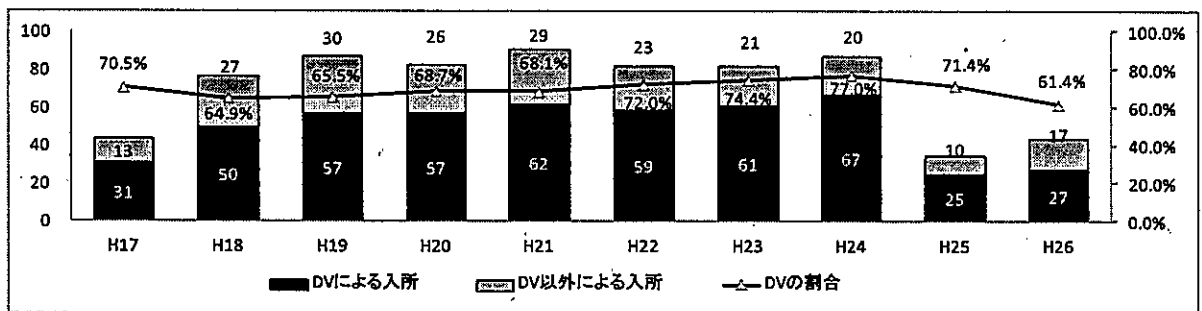
女性相談支援センターに寄せられる相談件数は、近年緩やかな減少傾向にあり、一時保護数についても、減少傾向にあります。ただし、要保護のケースは多様で、複雑化、対応困難な事例があることから、今後も広範な関係機関との連絡調整、見守りやケア等が重要で、相談機能の強化が必要です。また、保護を求めてくる被害者の中には、幼い子どもを連れてくる女性も多く、こうした家族への支援の充実なども必要となっています。

■相談件数の推移



資料：高知県「平成 27 年県民生活男女共同参画課」

■一時保護件数の推移



資料：高知県「平成 27 年県民生活男女共同参画課」

こうしたことから県では、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成 19 年度を始期とする 5 ヶ年の「高知県 DV 被害者支援計画」を策定し、5 年ごとに計画の見直しを行いつつ、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護、自立支援の取組を、市町村や関係機関との連携のもと進めています。

女性に対する暴力を根絶するためには、DV防止のための啓発や広報の充実に加えて、若年者を対象とした予防教育、デートDVの啓発等の多種多様な取組を総合的に推進していく必要があります。

イ 取り組みの方向と具体的な取り組み

- ◆あらゆる暴力を許さない社会づくりを進めます。
- ◆市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談窓口の周知や相談機能の充実を図ります。
- ◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、予防教育に力を入れ、若者を対象とした交際相手間の暴力（デートDV）に関する啓発を行います。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
DV や性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	県民生活・男女共同参画課、 生活安全企画課
こころの相談、法律相談、男性相談等（女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業）（再掲）	こうち男女共同参画センター ソーレ
人権相談業務の実施（再掲）	人権課
DV 被害者の保護と自立支援（再掲）	県民生活・男女共同参画課
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進	県民生活・男女共同参画課
配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）の機能の充実	県民生活・男女共同参画課
女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	県民生活・男女共同参画課
相談関係者に対する研修・啓発	県民生活・男女共同参画課、 こうち男女共同参画センター ソーレ
DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	県民生活・男女共同参画課、 こうち男女共同参画センター ソーレ
DV 被害者を支援する NPO の育成・協働の推進	県民生活・男女共同参画課
被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	生活安全企画課、県民支援相談 課

モニタリング指標

項目	H21年度	H26年度
配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）における暴力を伴う相談件数	578 件	478 件

第3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 に規定する推進計画

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

平成27年8月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）では、事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付けることなどを規定し、男女共同参画社会基本法や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づくポジティブ・アクションの実効性を高め、男女の実質的な機会の均等を図り、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるような社会を目指すこととしています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要	
<p>(1) 基本原則</p> <p>自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とすること - 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと 	
<p>(2) 事業主行動計画の策定等</p> <p>○国の策定する指針に基づき、地方公共団体や民間事業主は次の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析 ・上記の把握分析を踏まえ、定量的目標や取組内容等を内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等 ・女性の活躍に関する情報の公表 	<p>高知県庁事業主行動計画</p>
<p>(3) 推進計画の策定・その他支援措置等</p> <p>○地方公共団体は、国の策定する基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（推進計画と男女共同参画計画の一体的な策定も可。）</p> <p>○国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととし、地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。</p>	<p>高知県女性活躍推進計画（こうち男女共同参画プランと一体的策定）</p>

2 「高知県女性活躍推進計画」としての位置付け

女性活躍推進法では、地方公共団体の役割として、地域における女性活躍の推進に関する取組を実行性のあるものにするため、国の基本方針（平成27年9月25日閣議決定）を勘案し、身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた主体的な取組を計画的かつ効果的に進めるための推進計画を定めるよう努めることとされています。

高知県では、県の男女共同参画計画である「こうち男女共同参画プラン」の改定において、「高知県女性活躍推進計画」として新プランと一体的に策定し、女性活躍推進法の掲げる目的を達成するために求められる取組を進めて行くこととします。

3 「高知県女性活躍推進計画」として取り組む項目等

「高知県女性活躍推進計画」として取り組む項目は下記の箇所とし、それぞれのテーマ、取組に基づき、女性の職業生活における活躍を推進していきます。

テーマ	取組項目		取組の内容
1 意識を変える	(2) さまざまな場での意識を変える	③働く場での意識啓発	P20
2 場をひろげる	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政への女性の参画の促進	P28
		②団体・組織への女性の参画の促進	P33
	(2) 働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	P36
		②多様なニーズに応じた就労支援	P38
		③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進	P42
3 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	①男女がともに働きやすい職場づくり	P47

第4 推進体制

このプランの取り組みを着実に進めるため、県庁内外の推進体制をさらに充実させるとともに、市町村、事業者、関係団体等との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが官民協働による県民運動へとつながるよう推進します。

1 推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は、県庁内の各部が関係しており、また、各部の施策が成果を上げるためには、立案、実施する際に、男女共同参画の視点からの検討が必要です。

このため、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するために、知事を本部長とする高知県男女共同参画推進本部を中心に、全庁的な取組を積極的に進めます。

また、男女共同参画に関する外部有識者（学識経験者、労働分野、教育分野、女性団体、商工・農林水産業分野、市民活動分野など）からなる「こうち男女共同参画会議」においては、PDCAサイクルによる取り組み状況の点検・評価を行い、意見を積極的に取り入れ、取り組みのさらなる充実につなげます。

2 こうち男女共同参画センターの機能充実

男女共同参画社会形成のための拠点施設であるこうち男女共同参画センター「ソーレ」において、研修や調査研究、情報提供、相談業務などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワークの拡大・深化に努め、地域が抱えるさまざまな課題を男女共同参画の視点で解決していく機能を充実させます。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」が行う事業

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 調査研究
- (3) 県民の理解を深めるための広報及び啓発
- (4) 講演会、講習会、研修会等の開催
- (5) 人材の育成
- (6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- (7) 関係団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援

3 市町村との連携及び支援

男女共同参画の実現に向けては、住民に最も身近な市町村において、地域の実情や特徴にあった取組が行われることが重要です。

そのため、市町村との連携のもと、男女共同参画計画の策定や研修の開催による住民への意識啓発、女性の活躍の場の拡大に向けた取組などを積極的に支援します。

4 事業者、関係機関、民間団体との連携

男女共同参画社会を実現するためには、事業者や関係機関の男女共同参画の必要性・重要性への理解が欠かせません。そのため、男女共同参画に関する情報を提供するとともに連携を図り、その取組を支援します。

また、様々な分野で、自主的な活動を展開している NPO 等が男女共同参画を進めるうえで果たす役割も大きいことから、連携・協働しながら、その活動を促進します。

5 男女共同参画に関する苦情処理

男女共同参画苦情調整委員を設置し、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業についての苦情や、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案についての県民の皆さんなどからの申出を、調査し適切に処理します。

第5 資料

1 目標値等一覧

1 目標値

項目		H21年度	H26年度	H32年度目標値
意識を 変える	男女共同参画計画策定市町村の割合	50.0% (17市町村)	55.8% (19市町村)	82.4% (28市町村)
	県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修への参加所属数	36所属	109所属	全所属
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (H31年度目標値)			
	男女共同参画関連講座への男性参加者数	-	275人	400人
場を ひろげる	県の審議会等の委員の男女構成	36.0% (女性委員の割合)	33.5% (女性委員の割合)	均衡
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (H31年度目標値)			
	女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定企業数	-	-	50社
	高知家の女性しごと応援室における就職率(3ヶ月以内の就職希望)(101人以上300人以下)	-	53.7%	60%
	女性活躍推進法に規定する高知県事業主行動計画で定めた目標値(P)			
	県職員 (知事部局)			
	公立 学校			
	県警本部			
	高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標値 (H31年度目標値)			
	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	1市	1市	13市町村
	高知県職員子育てサポートプラン等で定めた目標値 (H31年度目標値)			
	県職員・県立学校教職員の育児休業	-	-	希望する全員
	県職員・県立学校教職員の育児短時間勤務	-	-	希望する全員
	県職員・県立学校教職員の配偶者の出産休暇	-	-	1日以上取得100%
	県職員・県立学校教職員の配偶者が産前産後休暇中に育児を行う男性職員に係る休暇	-	-	1日以上取得100%
女性活躍推進法に規定する高知県事業主行動計画で定めた目標値(P)				
県職員 (知事部局)				
公立 学校				
県警 本部				
高知県次世代育成支援行動計画等で定めた目標値 (H31年度目標値)				
高知県次世代育成支援認定企業	51社	122社	200社	
家庭的保育等実施箇所数	-	0か所	20か所	
乳児保育実施市町村数	27市町村	28市町村	全市町村	
延長保育実施か所数(開所時間が11時間を超える)	13市町村 89か所	13市町村 105か所	21市町村 149か所	
休日保育実施か所数	1市 1か所	2市 3か所	4市 9か所	
病児保育実施か所数	5市村 7か所	5市村 8か所	9市町村 13か所	
一時預かり事業(第2種社会福祉事業の届出)数	12市町 24か所	18市町 36か所	25市町村 85か所以上	
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)	65% (140か所)	90% (166か所)	95%	
放課後児童支援員の育成	-	-	500人	
環境を 整える	県職員 (知事部局)			
	公立 学校			
	県警 本部			
	高知県次世代育成支援行動計画等で定めた目標値 (H31年度目標値)			
	高知県次世代育成支援認定企業	51社	122社	200社
	家庭的保育等実施箇所数	-	0か所	20か所
	乳児保育実施市町村数	27市町村	28市町村	全市町村
	延長保育実施か所数(開所時間が11時間を超える)	13市町村 89か所	13市町村 105か所	21市町村 149か所
	休日保育実施か所数	1市 1か所	2市 3か所	4市 9か所
	病児保育実施か所数	5市村 7か所	5市村 8か所	9市町村 13か所
	一時預かり事業(第2種社会福祉事業の届出)数	12市町 24か所	18市町 36か所	25市町村 85か所以上
	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)	65% (140か所)	90% (166か所)	95%
	放課後児童支援員の育成	-	-	500人

2 モニタリング指標

項 目		平成21年度	平成26年度
意識を 変える	実生活での男女平等意識（男性が働かされていると感じている人の割合）		
	家庭生活	53.0%	51.5%
	職場生活	46.3%	45.9%
	社会通念・慣習・しきたり	70.7%	70.8%
	家庭における現実の夫婦の役割分担 （夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合）	18.1%	18.9%
	女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	40.2%	35.1%
	家事労働時間（県平均：1日平均：15歳以上）	（H18年調査値）	（H23年調査値）
	女性の平均	154分	152分
	男性の平均	24分	23分
	男女混合名簿（出席簿）実施率		（H27年調査値）
公立幼稚園	72.0%	82.4%	
公立小学校	47.4%	61.2%	
公立中学校	32.8%	54.7%	
公立高等学校	56.7%	77.8%	
公立特別支援学校	92.3%	100.0%	
高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合	10.0%	16.2%	
公立小中高等学校のPTA会長に占める女性の割合	13.2%	15.5%	
場を ひろげる	地方議会に占める女性議員の割合	10.8%	10.8%
	県職員（知事部局）に占める女性の割合	26.8%	30.7%
	市町村職員に占める女性の割合	31.6%	35.0%
	市町村職員の管理職員に占める女性の割合	12.4%	15.0%
	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	22.2%	25.4%
	農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	28.1%（H21.3時点）	30.0%（H26.3時点）
	農業協同組合の役員に占める女性の数	16農協19人	15農協29人
	女性農業委員数	30人	51人
	家族経営協定締結農家数	443戸	864戸
	農村女性リーダー認定数	284人	308人
	商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.5%	9.8%
	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合	7.6%	9.6%
	雇用労働者総数に占める女性の割合	（H17国勢調査値） 48.6%	（H22国勢調査値） 50.2%
	男女間の賃金格差（男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの、女性一般労働者の所定内給与額）	76.0%	72.8%
	管理的職業従事者に占める女性の割合	（H17国勢調査値） 13.8%	（H22国勢調査値） 16.7%
	NPO法人における女性代表の割合	17.5% （44/252）	16.7% （53/318）
	女性消防団員数	219人	297人（H27.4.1時点）
環境を 整える	男女の年間総実労働時間数（従業員規模30人以上）		
	パートタイム労働者含む	1,788時間	1,848時間
	パートタイム労働者除く	1,972時間	1,987時間
	人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子総人口千対）	11.0 （全国8.2）	9.2 （全国6.9）
	こころ男女共同参画センター「ソール」における男性相談件数	31件	43件
	がん検診受診率（市町村検診+職域検診 40～50歳代表実施分）		
子宮頸がん	37.0%	44.5%（暫定値）	
乳がん	43.7%	47.5%（暫定値）	
配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）における暴力を伴う相談	578件	644件	

2 男女共同参画に関する歩み

年	世界	日本	高知県
1945 (昭和 20)	・国際連合成立	・「衆議院議員選挙法」改正交付（婦人参政権実現）	
1946 (昭和 21)	・国際婦人の地位委員会を設置	・「日本国憲法」公布（男女平等明文化） ・日本初の婦人参政権行使	
1947 (昭和 22)		・改正民法交付（家父長制廃止）	
1948 (昭和 23)	・「世界人権宣言」採択		
1952 (昭和 27)	・「婦人の参政权に関する条約」採択	・講和条約発効	
1956 (昭和 31)		・売春防止法公布	
1961 (昭和 36)		・所得税法改正（配偶者控除制度新設）	
1967 (昭和 42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和 50)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始 ・国際婦人年日本大会	・婦人の社会的地位に関する調査実施 ・初の女性県議員誕生
1976 (昭和 51)	・国際婦人年の10年（～85年）	・民法改正（離婚復氏制度）、戸籍法公布	・婦人問題推進本部設置
1977 (昭和 52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館会館	・婦人問題懇話会設置
1979 (昭和 54)	・「女子差別撤廃条約」採択		・懇話会から「高知県婦人の発展と平等をめざして」を知事に提言 ・県民生活課に婦人対策班を設置
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハ	・民法改正（配偶者の相続分改正）	・「高知県婦人行動計画」策定

	ーゲン) ・「国連婦人の十年後半 期行動プログラム」採択	・国連婦人の10年中間年 日本大会	
1981 (昭和56)	・「女子差別撤廃条約」 発効 ・ILO第156号条約(家 族的責任条約)採択	・「国内行動計画後期重点 目標」策定	・「女子差別撤廃条約」 の早期批准に関する要 望を国に提出 ・中村市(四万十市)働 く婦人の家開館
1985 (昭和60)	・「国連婦人の十年」の ナイロビ世界会議 ・(西暦2000年に向けて の)「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦 略」採択	・「国籍法」の改正 ・国民年金法改正(専業主 婦の基礎年金保障) ・「男女雇用機会均等法」 の公布 ・「女子差別撤廃条約」の 批准	・第1回土佐婦人会議開 催 ・第1回高知市婦人のつ どい開催(高知市)
1986 (昭和61)		・婦人問題企画推進本部拡 充:構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者 会議開催	・安芸市働く婦人の家開 館
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定 ・所得税法改正(配偶者特 別控除制度新設・施行)	・婦人問題シンポジュー ム開催 ・女性問題啓発誌「ウー マン高知」発行
1988 (昭和63)		・労働基準法改正(週40 時間制)	
1989 (平成元)	・児童の権利に関する条 約採択	・新学習指導要領告示(高 校家庭科男女必修) ・パートタイム労働指針告 示	・初の女性国会議員誕生
1990 (平成2)	・ナイロビ将来戦略見直 し勧告		・「こうち女性プラン」 策定 ・高知市女性センター開 館
1991 (平成3)		・育児休業法公布 ・新国内行動計画(第一次 改定)策定	・海外派遣事業「高知県 女性の翼」始まる
1992 (平成4)	・環境と開発に関する国 連会議	・介護休業制度等の関する ガイドラインの策定	・「女性総合センター基 本構想」の策定

年)		・初の婦人問題担当大臣誕生	
1993 (平成 5)	・国連世界人権会議（ウイーン）ウイーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・パートタイム労働法公布	
1994 (平成 6)	・ILO175 号条約（パートタイム条約（パートタイム労働に関する条約）採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）	・内閣府に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置（政令） ・児童の権利に関する条約批准	・「こうち女性総合センター」の建設決定 ・「みんなでつくろう女性総合センターワークショップ」開催
1995 (平成 7)	・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO156 号条約（家族的責任条約）批准	
1996 (平成 8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画プラン策定	・「須崎市女性政策推進行動計画“ハーモニー”」策定
1997 (平成 9)		・男女共同参画会議設置（法律） ・労働基準法改定（女子保護規定撤廃） ・男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務・平成 11 年施行） ・育児・介護休業法改正（深夜業制度） ・「介護保険法」公布	
1999 (平成 11)		・「男女共同参画社会基本法」公布 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画	・こうち女性総合センター「ソーレ」開館

		の促進)	
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニュー ーヨーク)	・「男女共同参画基本計画」 閣議決定 ・介護保険法の施行	・女性の海外派遣事業 「女性の翼」終了 ・「高知市男女共同参画 推進プラン」策定
2001 (平成 13)		・内閣府に男女共同参画局 設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律 (以下、「配偶者暴 力防止法」という。) 公布・ 施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支 援策の方針について」閣議 決定	・初の女性副知事就任 ・「こうち男女共同参画 プラン」策定 ・とさし女性センター開 館
2002 (平成 14)		・アフガニスタンの女性支 援に関する懇談会設置	・男女共同参画室設置 ・南国市男女共同参画総 合施策「なんごく男女共 生かがやきプラン」策定
2003 (平成 15)	・女子差別撤廃条約実施 状況第 4 回・5 回報告審 議	・「少子化社会対策基本法」 公布 ・「次世代育成支援対策推 進法」公布 ・「女性のチャレンジ支援 策の推進について」(男女 共同参画推進本部決定)	・「高知県男女共同参画 社会づくり条例」制定 ・「あき男女共同参画プ ラン」策定 ・「土佐市人・ひと共同 参各プラン」策定
2004 (平成 16)		・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正 (育 児・介護取得の期間雇用者 へ適用拡大、育児休業期間 の延長、子の看護休暇の創 設・平成 17 年施行) ・「女性国家公務員の採 用・登用の拡大等につい て」男女共同参画推進本部 決定	・男女共同参画苦情調整 委員設置 ・「こうち女性総合セン ター」を「こうち男女共 同参画センター」に改称 ・「いの町男女共同参画 推進条例」策定 ・男女共同参画社会に関 する県民意識調査の実 施

			<ul style="list-style-type: none"> ・「すくも男女共同参画プラン」策定
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こうち男女共同参画プラン」改訂 ・「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」制定 ・「土佐清水いきいきライフプラン」策定 ・「日高村男女共同参画プラン」策定 ・「本山男女（とも）に輝く 21 世紀プラン」策定
2006 (平成 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止・平成 19 年施行） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」（男女共同参画推進本部決定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知市男女共同参画プラン 2006」策定 ・「中土佐町男女共同参画推進条例」制定 ・「芸西村男女共同参画ときめきプラン～たのしく住める芸西村をめざして～」策定
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正（均衡の取れた処遇の確保の促進・平成 20 年施行） ・配偶者暴力防止法改正（平成 20 年施行） ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動計画指針」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県DV被害者支援計画」策定 ・「四万十町男女共同参画基本計画」策定 ・「中土佐町男女共同参画プラン」策定

		策定	
2008 (平成 20)	・女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告書提出	・「女性の参画加速プログラ ム」(男女共同参画推進 本部決定)	・女性相談支援センター 新築移転 ・「人と人思いやりプラ ン」策定 ・「四万十市男女共同参 画計画しまんと男女共 同参画プラン」策定 ・「室戸市男女共同参画 プラン明日に向かって 「心豊かに生きる」策定 ・「香南市男女共同参画 計画」策定
2009 (平成 21)	・女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告審議 ・女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告に対する 女子差別撤廃委員会最 終見解		・男女共同参画社会に関 する県民意識調査の実 施 ・「伊野町男女共同参画 プラン～誰もが互いに やさしく自分らしく輝 けるまちへ～」策定
2010 (平成 22)		・「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」閣議決定	・「こうち男女共同参画 プラン」改定
2011 (平成 23)	・「ジェンダー平等と女 性のエンパワーメント のための国連機関(略 称: UN Women)」発足		・「高知県DV被害者支 援計画」改定
2012 (平成 24)	・自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエ ンパワーメント決議案 採択		

<p>2013 (平成 25)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法改正 (平成 26 年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐川町男女共同参画計画」策定
<p>2014 (平成 26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況第7回、8回報告書提出 ・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施 ・「黒潮町男女共同参画計画」策定 ・「高知家の女性しごと応援室」の開設
<p>2015 (平成 27)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こうち男女共同参画プラン」改定

3 高知県男女共同参画社会づくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 基本的な取組(第7条-第17条)
- 第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条-第20条)
- 第4章 苦情等の申出の処理(第21条)
- 第5章 こうち男女共同参画会議(第22条-第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待

遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとしします。

- 2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間としします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

- 2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとしします。

- 2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとしします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

- 2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとしします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗状況を発表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第 4 章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第 2 項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第 25 条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3 名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として 2 名以内で任命することができます。

第 5 章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第 22 条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第 23 条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 24 条 参画会議は、委員 15 人以内で組織します。

(委員)

第 25 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第 2 号に掲げる者については、2 名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 26 条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

4 高知県男女共同参画推進本部設置規程

昭和 51 年 7 月 23 日訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整を図り、その効果的な推進を期するため、高知県男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成員)

第 2 条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に定める職にある者をもって充て、文化生活部長の職にある者を代表本部員とする。

(職務)

第 3 条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 代表本部員は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に参画する。

(所掌事務)

第 4 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成のための調査及び研究に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項に関すること。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は文化生活部副部長のうち文化生活部長が指名する者を、副幹事長は文化生活部県民生活・男女共同参画課長をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 幹事は、別表第 2 に定める職にある者をもって充てる。

(関係職員の意見等)

第 6 条 本部長は、必要があるときは、関係職員の意見を聴き、関係資料の提出を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、文化生活部県民生活・男女共同参画企画課長の職にある者をも

って充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

別表第1(第2条関係)

総務部長	農業振興部長
危機管理部長	林業振興・環境部長
健康政策部長	水産振興部長
地域福祉部長	土木部長
文化生活部長	会計管理局長
産業振興推進部長	教育長
理事(中山間対策・運輸担当)	警察本部長
商工労働部長	公営企業局長
観光振興部長	監査委員事務局長

別表第2(第5条関係)

知事部局	教育委員会
総務部政策企画課長	教育政策課長
総務部財政課企画監(執行管理担当)	警察本部
危機管理部危機管理・防災課長	警務部警務課長
健康政策部健康長寿政策課長	公営企業局
地域福祉部地域福祉政策課長	県立病院課長
文化生活部文化推進課長	監査委員事務局
産業振興推進部計画推進課長	監査監
産業振興推進部中山間地域対策課長	
商工労働部商工政策課長	
観光振興部観光政策課長	
農業振興部農業政策課長	
林業振興・環境部林業環境政策課長	
水産振興部水産政策課長	
土木部土木企画課長	
会計管理局会計管理課長	

5 用語の解説

	用語	解説
あ 行	アンペイドワーク	<p>無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。</p> <p>内閣府（旧経済企画庁）では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。</p>
	NPO	<p>営利を目的としないで活動する団体のこと。公益性を持つものと共益性を持つものの2種類がある。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う各種のボランティア団体や市民活動団体を意味します。</p>
	NPO法（特定非営利活動促進法）	<p>営利を目的としない市民活動をする団体に法人格を与え、活動を促進させるものとして、1998年（平成10年）に成立した法律です。</p>
	M字カーブ	<p>日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。</p>
	エンパワーメント empowerment	<p>直訳すると「力をつけること」と訳されますが、女性の能力開発と発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念です。</p>
か 行	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>

	間接差別	外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。
	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。
	国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。
さ 行	サポートステーション (地域若者サポートステーション)	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関です。(愛称:「サポステ」)
	ジェンダー(社会的性別)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。

	<p>HD I が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。</p> <p>具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。</p>
ジェンダー（社会的性別）の視点	<p>「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。</p> <p>このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。</p>
ジェンダー・バイアス gender-bias	<p>ジェンダーに基づく偏見及びその結果として生じる偏向という意味です。</p>
周産期	<p>周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいいます。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進しています。</p>
女子差別撤廃委員会 (CEDAW)	<p>女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第 17 条に基づき設置され、1982 年 4 月に同委員会委員の第 1 回選出が行われました。</p> <p>締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する 23 人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能しています。</p>
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	<p>1979 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、1981 年に発効。我が国は 1985 年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。</p> <p>なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女</p>

		子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。
	女子差別撤廃条約選択議定書	1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2013年5月現在の締約国数は104カ国。日本は未批准です。
	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	<p>我が国においては、女性の就業率が上昇している一方で、就業を希望しながらも働いていない女性は300万人に上り、出産や育児を理由に離職する女性も依然として多いことなど、働く場において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況にあります。</p> <p>また、国民ニーズの多様化等に対応するためにも、企業等における人材の多様性の確保はますます重要となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、女性の個性や能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者等の各主体の女性活躍推進に関する責務を定めた、女性活躍推進法が設定されました。</p> <p>この法律では、地方公共団体は、各区域内での女性活躍推進計画の策定に努めるとされており、高知県においては、「こうち男女共同参画プラン」がこの計画を兼ねるものとしています。</p> <p>また、国や地方公共団体、常時雇用する労働者が300人を超える民間等の事業主は、各組織での女性の活躍の推進のための取組や目標値を定めた事業主行動計画を策定することが義務づけられています。</p>
	女性の労働力率	<p>平成26年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、49.2%と前年に比べ、0.3ポイント上昇しました。男性は前年に比べ0.1ポイント低下し、70.4%となっています。</p> <p>平成26年の女性の労働力率を年齢階級別にみると、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いているものの、M字型の底の値は1.2ポイント上昇し、70.8%となっています。</p>

		す。また、10年前と比べ多くの年齢階級で労働力率は上昇していますが、上昇幅が最も大きいのは「30～34歳」となっています（平成16年から9.6ポイント上昇）。
	世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。
	積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。
た 行	男女共同参画基本計画	「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、第4次計画が平成27年12月25日に閣議決定されています。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を言います。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」としています。</p> <p>この週間にあわせ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が相互の協力のもと、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p>
男女共同参画センター	<p>都道府県、市町村等が自主的に設置している男女共同参画・女性のための総合施設です。</p> <p>「男女共同参画センター」「女性センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。</p> <p>また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、さまざまです。</p> <p>男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。</p>
男女雇用機会均等法	<p>正称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。単に「均等法」と略します。</p> <p>男女雇用機会均等法の前身は、1972（昭和 47）年の「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律 113 号）でした。</p> <p>その後、現在の法律に近い形になったのが、1985（昭和 60）年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（昭和 60 年法律 45 号）です。</p> <p>この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないとされました。</p> <p>その後も改正が繰り返され、2007（平成 19）年 4 月 1 日施行の、改正均等法は、性差別禁止の範囲の拡大や、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクハラ対策の強化など、法制上の課題に大きく踏み込んだものとなりました。</p>
テレワーク	<p>テレワークとは、ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。テレワークには、「在宅勤務」（仕事の内容に合わせ、職場のデスクに限らず、自宅においてパソコンや携帯電話、FAX等を活用して業務を</p>

		<p>遂行する形態です。) 「サテライト・オフィス」(勤務地以外の出先機関など、他の施設でパソコン等を活用して業務を遂行する形態です。) 「モバイル勤務」(外出先や移動中に、ノート型パソコンや携帯電話などを活用して、書類作成やメールの受発信等の業務を遂行する形態です。) の主に3つの実施形態があります。いずれも、パソコン等を活用して、職場との連絡や情報のやりとりをしつつ、離れた場所で業務を遂行するものです。</p>
な 行	人間開発指数 (HDI)	<p>「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。</p> <p>具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。</p>
は 行	配偶者からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence)	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>また、この法律は平成26年の改正により、生活の本拠を共にする、交際相手からの暴力等についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となりました。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>
	ハラスメント	<p>ハラスメントとは、いやがらせやいじめのことをいいます。職場においては、セクシュアルハラスメント(セクハラ:「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場</p>

	<p>の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」、マタニティハラスメント（マタハラ：妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの取扱いを行なうこと）、パワーハラスメント（パワハラ：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること）などが問題となることがあります。</p>
ファミリー・サポート・センター	<p>ファミリー・サポート・センターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人と行ないたい人（有償ボランティア）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。センターでは、主にアドバイザーが会員間の相互援助活動の調整を行なっています。</p> <p>この事業は、雇用形態の多様化や勤務時間の長時間化など、多様化する保育ニーズに応え、かつて地域で助け合った相互援助活動を組織化する育児支援策の一つとして、平成6年から国の補助事業として始まったもので、地域の子育て支援の重要な拠点として積極的かつ適正な運営が期待されています。</p>
夫婦別氏制度（夫婦別姓）	<p>夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいいます。</p> <p>夫婦別氏制度には、〈1〉夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、〈2〉夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの（選択的夫婦別氏制度）、〈3〉夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの（いわゆる例外的夫婦別氏制度）などがあります。</p> <p>我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」（民法第750条）と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。</p> <p>この夫婦別氏制度については、2015年12月16日、最高裁判所大法廷において、夫婦同氏制度が直ちに合理性を欠くとは認められず、違憲ではないとの判決が出されました。</p> <p>なお、この判決は夫婦別氏制度に合理性がないと断ずるものではなく、この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断すべき事柄にほかならない、との付言もされています。</p>
北京宣言及び行動綱領	<p>第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのア</p>

		ジェンダ（予定表）を記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女兒から構成されています。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ（性と生殖に関する 健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	働く人々一人ひとりが、「仕事」と子育てや介護など「生活」との調和をとり、両方を充実させることのできる働き方・生き方のことをいいます。 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によれば「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をワーク・ライフ・バランスが取れた社会と定義しています。